

令和3年度包括外部監査の結果報告書

～ 環境行政に係る財務事務の執行について～

令和4年3月

甲府市包括外部監査人 柴山聡

目 次

第1	監査の概要	1
I	監査の種類	1
II	監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）	1
III	監査の対象期間	1
IV	事件を選定した理由	1
V	監査の実施期間	2
VI	監査の対象部局	2
VII	監査従事者	2
VIII	利害関係	3
IX	監査の視点	3
X	監査の主たる実施方法	4
第2	環境行政の概要	5
I	環境関連法及び国の施策や、それに基づく甲府市の条例及び計画について	5
II	甲府市環境部の人員・分掌事務について	9
III	中核市移行にともなう委譲事務について	18
IV	ゼロカーボンシティ表明について	20
第3	監査の指摘事項及び意見の概要	21
第4	監査の指摘事項及び意見	23
I	総務課	23
1	主要な実施事業	23
2	歳入歳出の状況	23
3	庶務について	23
4	財務事務について	24
5	焼却灰埋立処分地建設等に伴う地域環境整備について	24
II	環境保全課	25
1	主要な実施事業	25
2	歳入歳出の状況	25
3	環境基本計画の推進について	27

4	地球温暖化対策について.....	27
5	環境リサイクルフェアについて.....	31
6	環境対策について.....	31
7	甲府市浄化槽事業について.....	42
III	減量課.....	44
1	主要な実施事業.....	44
2	歳入歳出の状況.....	44
3	ごみ減量と資源リサイクル事業について.....	45
4	一般廃棄物の処理方法等指導業務.....	64
5	使用済自動車の再資源化事業者の登録・許可等.....	65
6	リサイクルプラザの管理運営.....	66
7	明るくきれいなまちづくり基金事業.....	70
IV	収集衛生課.....	72
1	主要な実施事業.....	72
2	歳入歳出の状況.....	72
3	廃棄物等収集業務について.....	73
4	通常の収集業務以外の収集業務について.....	84
5	事業系ごみ収集運搬の許可業務について.....	85
6	一般廃棄物の処理方法等指導業務について.....	86
7	その他の業務について.....	88
V	廃棄物対策課.....	89
1	業務内容.....	89
2	歳入歳出の状況.....	89
3	ごみ処理施設 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合.....	90
4	し尿処理施設 衛生センター・中巨摩地区広域事務組合.....	96
5	一般廃棄物最終処分場.....	99
6	産業廃棄物対策事業.....	102

第1 監査の概要

I 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II 監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）

環境行政に係る財務事務の執行について

なお、地方自治法第252条の30第1項の趣旨に基づいて、甲府市監査委員に対し、令和3年7月6日、同事件の選定の旨を後掲の「事件を選定した理由」を付して通知した。

III 監査の対象期間

原則として、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

ただし、必要に応じて、令和元年度以前及び令和3年度の既執行分を含む。

IV 事件を選定した理由

- 1 甲府市が中核市に移行したことにより法律上包括外部監査が義務づけられたのは、本年度で3年度目となるところで、中核市移行により県から委譲された事務の一つとして、環境行政に係るものが具体例として良く掲げられ、また、中核市への移行のメリットの一つとしても、市の実情に合った環境衛生施策の推進ということが言われている。甲府市においても、「環境づくりに関わる事務の移譲を受け、良好で快適な環境を整備することにより、ここに潤いと、安心をもたらす、地域の豊かなまちづくりに取り組むことができます」と同旨の説明がされている（甲府市WEBサイト・中核市について－4つの取組の柱3(1)）。

しかしながら、現に市民がこれらのメリットや取組を理解しているかについては、各関連事務の委譲についてのPRが必ずしも詳細にされている状況になく、評価しづらいところがある。

- 2 次に、平成27年9月に国連サミットで「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGsが採択されて以降、国内でも様々な場面でその17のゴールが意識されている。そして、そのうち日本が立ち後れているものとしては、気候変動や資源対策、責任をもった消費と生産といった、いわば環境に直結するゴールが取り沙汰されている。

内閣府の地方創生推進事務局では、「地方創生に向けた自治体SDGs」とのスローガンを掲げ、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指し、地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要であるとし、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を目指していただきたいとのメッセージを送っている。この3つの側面の中で、民間の力では限界があり、自治体が牽引していく必要が一番大き

いのは、環境面である。そして、良好な環境の維持は市民の生活にも直結することから、市民にとっても重大な関心事の一つである。

- 3 甲府市では、平成 28 年度から同 37 年度(令和 7 年度)の 10 ヶ年にわたるものとして掲げた「第六次甲府市総合計画」の中で、「環境・エネルギーへの意識の高まり」を時代の潮流として紹介するとともに、「まちづくりの主要な課題」の一つとして「豊かな自然環境の保全」を掲げ、「温室効果ガスの大量排出による地球温暖化や生物多様性の損失など世界的規模での環境問題が深刻化し国際的な取組が進められています。甲府市は、自然環境に恵まれており、これを享受し、未来に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務であり、そのためにも、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の形成に向けた積極的な取組が必要です」としている。

また、これらを具体化して落とし込んだ第二次甲府市環境基本計画（平成 25 年 3 月に改定。現在は社会情勢の変化を踏まえ平成 31 年 3 月にその中間見直し版となっている）にあつては、詳細に個別目標を掲げ、計画の進行管理や数値目標による評価を実施することとしている。個別目標の例としては、緑を保全する(基本目標 1「自然と共生するまちづくり」1-3)といったすぐには効果を測りづらいものから、資源物等の持ち去りを防止する(基本目標 2「快適環境のまちづくり」2-8)といった効果がすぐに把握可能なものまで、多岐に亘っているが、国際的な視点・地域的な視点のいずれにしても、息の長い施策でなければならない。

そこで、環境行政全般について、長期的に見て経済的かつ効率的に財務事務の執行が行われる体制にあるか、かつその前提としてルールを逸脱していないかについて、具体的な検証を行うべくテーマとして取り上げる意義は大きいと考え、選定することとした。

V 監査の実施期間

令和 3 年 7 月 26 日から令和 4 年 2 月 21 日

VI 監査の対象部局

監査テーマ全般について環境部の全課を対象とする。

VII 監査従事者

包括外部監査人	柴 山 聡 (弁護士)
補 助 者	高 岡 敏 夫 (公認会計士)
補 助 者	井 上 光 昭 (公認会計士)
補 助 者	野 中 孝 憲 (公認会計士)
補 助 者	今朝丸 亜矢子 (公認会計士)

以上 5 名

なお、包括外部監査人は甲府市との間で、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基

づいて、令和3年4月1日付で包括外部監査契約書の調印を了している。また、包括外部監査人は甲府市監査委員に対し、令和3年4月21日、地方自治法第252条の32第1項の規定に基づいて、上記各補助者に監査の事務を補助させたい旨の協議を申し出、甲府市監査委員から、令和3年4月27日付でこのことに異存ない旨の回答を得ている。

VIII 利害関係

上記包括外部監査人には、包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により制限されるべき利害関係（「自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」に該当する利害関係）は存しない。

IX 監査の視点

- 1 包括外部監査人の監査について、地方自治法第252条の37第1項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、（同法）第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする」と定め、また同法第252条の37第2項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が（同法）第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない」と定める。

ここに引用されている地方自治法第2条第14項及び同第15項の規定は、以下のとおりである。

第14項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第15項 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

- 2 以上のことから、次に掲げる視点を常に意識して、監査を行った次第である。

- (1) 合規性（適法性）

事業が、関連法令や条例を遵守して行われているか。

- (2) 経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E監査」）

住民福祉の増進に寄与するものであるか検証するとともに、

- ① 無駄な支出が行われていないか、財源の確保に努めているか（経済性）。

- ② 最小の経費・労力で、成果を上げているか（効率性）。

- ③ 所期の目的や趣旨に見合った成果が表れているか（有効性）。

- (3) 公平性

すべての市民に対し、公平な取り扱いがなされているか。

(4) 透明性（いわゆる「見える化」）

市民の目線に立ち、事業経営について、市民に対する説明責任が果たされているか。

X 監査の主たる実施方法

- 1 担当者へのヒアリング、徴求した書類（関連台帳・帳簿・契約書・申請書・伝票等）の閲覧及び担当者からの意見聴取を繰り返すことにより、事業概況を正確に把握した上で、その分析を行った。
- 2 関係法令及び条例を把握し、これらに準拠した事業運営がなされているか確認を行った。
- 3 事業場の現場視察を行うことにより、事業実態を把握し、併せて資産管理の状況を確認し、担当者へのヒアリングを踏まえて分析を行った。

第2 環境行政の概要

I 環境関連法及び国の施策や、それに基づく甲府市の条例及び計画について

1 環境基本法について

従来日本の環境行政は、経済成長と同時期に鉱工業を中心として問題が表面化した公害問題への対処を、総合的・統一的に行うべく昭和42年に制定された公害対策基本法と、濫開発などを制限し豊かな自然環境を維持することで日本国民の健康で文化的な生活を確保するため昭和47年に制定された自然環境保全法の2法を基本として推進されてきた。

しかしながら、その後の環境に係る課題は、都市部における大気汚染、生活排水による水質汚濁、一般家庭用・産業用ともに増え続ける廃棄物、地球温暖化を中心とする地球環境問題など、多岐に亘るようになり、国が旗を振り規制をしていくだけでは必ずしも良好な結果につながらない状況となった。

そういった中、政府が平成5年3月12日に閣議決定し、第126回国会に提出した環境基本法は、衆参両院で長時間の審議がされたものの衆議院の解散により一度は廃案の憂き目に遭い、再び上程された第128回国会において成立した。

同法は基本理念として、(1) 環境の恵沢の享受と継承(第3条)、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築(第4条)、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進(第5条)の三つを定めているとともに、それにとまなう国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている(第6条～9条)。また、第15条1項において、「政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない」とした上で、その2項で、同計画には「環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について定めるものとしている。

2 国内外における地球温暖化対策について

(1) その4年後である平成9年、「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づいて京都で開催された同条約第3回締約国会議(COP3)では、先進国の拘束力のある削減目標(2008年～2012年の5年間で1990年に比べて日本-6%、米国-7%、EU-8%等)を明確に規定した「京都議定書」(Kyoto Protocol)が採択された。

さらに、平成27年にフランス・パリで開催された同条約第21回締約国会議(COP21)において、気候変動に関する新たな国際枠組みである「パリ協定」(Paris Agreement)が採択された。同協定には、世界共通の長期目標として「2℃目標」の設定(世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つこと)や、すべての国による削減目標の5年ごとの提出・更新、各国の適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き温暖化対策資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金

を提供すること、共通かつ柔軟な方法で各国の実施状況についての報告・レビューを受けること等が位置づけられている。また、これを受けて、政府の地球温暖化対策推進本部は、今後の対策の取組方針を平成 27 年 12 月 22 日に決定し、そのうち国内対策としては、地球温暖化対策計画の策定・政府実行計画の策定・国民運動の強化の 3 つを掲げた。

(2) ところで、国内では京都議定書採択の翌年である平成 10 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立している。同法は、平成 20 年 6 月の改正で、都道府県及び指定都市、中核市及び特例市に対して、事務及び事業に関する「地方公共団体実行計画」の中で、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策について定めることを義務付けた(現第 21 条 3 項)。

また、政府が令和 2 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言したこと、同様に 2050 年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加し、企業では、E S G 金融の進展に伴い気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業が増加していることを踏まえ、国が 2050 年カーボンニュートラルの実現を牽引することを基本理念として明確にした改正法案が、令和 3 年 3 月に閣議決定され、同年 6 月に成立した。

3 ダイオキシシン類排出削減対策について

次に、ごみ処理に係るダイオキシシン類の排出削減対策について、厚生省生活衛生局水道環境部は、平成 9 年 1 月に「ごみ処理に係るダイオキシシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、その上で同ガイドラインに基づき、同年 5 月、各都道府県に宛てて、ごみ処理に伴うダイオキシシン類の排出削減を図るため、併せて循環型社会形成に向けたリサイクルの効率化を推進するため、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するとともに、その計画に基づいて管下市町村を指導するように通知を発した。これに基づいて山梨県では、平成 11 年 3 月に山梨県ごみ処理広域化計画を策定し、県全体を 3 つのブロックに分け、甲府市は山梨市及び東山梨環境衛生組合(現在は山梨市、笛吹市及び甲州市に属する、各合併前 5 町村の焼却施設を当時運営)とともに C ブロックに属することとなり、同ブロックのごみ焼却施設を 1 つに集約するよう求められた。その結果、平成 18 年 3 月に C ブロックでは広域化計画が決定し、甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市は、平成 19 年 2 月に共同で利用する新ごみ処理施設の整備に向けて甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合を設立し、その後、笛吹市境川町寺尾 1440 番地 1 に甲府・峡東クリーンセンターを設けることとした。工事着工は平成 24 年 6 月、竣工は平成 29 年 4 月である。

4 廃棄物処理についての国の動向について

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)第 6 条は、その第 1 項で「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画

(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない」と定め、また同2項では同計画において以下の事項を定めることとしている。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

なお、前記のとおり国の主導でごみ処理の広域化が図られつつあるが、廃棄物処理法第6条の2第1項は「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分…しなければならない」と規定して、あくまでもこれを市町村固有の事務としており、これを仮に他者(たとえば一部事務組合)に委託する場合も、市町村自らが行わずに許可業者に行わせる場合も、最終責任の所在は市町村である。したがって、受託者や収集業者による適正な処理が確保されなければ市町村自らがその措置を講ずる必要があるのであって、その意味で市町村の処理責任は極めて重いものといえる(参考として、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」(平成26年10月8日環廃発第1410081号))。

5 甲府市の条例や各種計画について

こういった国の動きに呼応しながら、甲府市では以下のとおり条例を制定し、また各種計画等を策定してきた。

- 平成11年3月 山梨県ごみ処理広域化計画(旧)策定
- 平成13年3月 甲府市地球温暖化対策推進計画策定
- 平成13年3月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定
- 平成13年4月 甲府市環境基本条例施行
- 平成15年3月 甲府市環境基本計画策定
- 平成17年11月 甲府市震災廃棄物処理計画策定
- 平成18年6月 第五次甲府市総合計画策定
- 平成18年8月 新甲府市地球温暖化対策推進計画策定
- 平成19年3月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改訂
- 平成22年10月 甲府市環境保全条例施行
- 平成23年2月 甲府市地球温暖化対策地域重点ビジョン策定
- 平成24年3月 甲府市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定
- 平成25年3月 第二次甲府市環境基本計画策定

平成 25 年 4 月 甲府市災害廃棄物処理計画策定
平成 26 年 3 月 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画見直し
平成 28 年 3 月 第六次甲府市総合計画策定－平成 37 年度(令和 7 年度)までの 10 ヶ年
にわたる甲府市の施策としての最上位計画であり、基本目標 4「自然と
都市機能が調和する快適なまちをつくる(環境)」の施策の柱「豊かな自然
と良好な生活環境を確保する」の中で、①自然環境の保全と地球温暖
化対策の推進、③循環型社会の構築、を掲げている。
平成 28 年 3 月 甲府市地球温暖化対策実行計画改訂
平成 31 年 3 月 第二次甲府市環境基本計画（中間見直し版）策定
令和 3 年 3 月 甲府市一般廃棄物処理基本計画策定
令和 3 年 3 月 甲府市地球温暖化対策実行計画中間見直し

さらには、各年度の重点施策を取りまとめた「こうふ未来創り重点戦略プロジェクト
NEXT」の 2019 年度版及び 2020 年度版では、元氣スタイル 4「潤いと活力あるまちを
創る」の 2「未来へと続く住みよい暮らし創り」の中で地球温暖化対策の普及推進を謳うと
ともに、2020 年度版においては SDG s の一体的な推進を掲げている。

甲府市地球温暖化対策実行計画では、平成 28 年 3 月の改定以降、将来の甲府市の姿
として、「日々の生活」との項目で以下のような記載がある。

2050（令和 32）年を迎えた甲府市を高台から眺めてみます。ほとんどの家には、太陽光発電、太陽光温水器のパネルなどのエネルギーを自給自足できる装置が設置されています。その機器や装置は、効率が大幅に向上しており、また形状もかなり薄型、小型化されているため、あまり目立ちません。住宅や施設のほとんどは蓄電装置や水素貯蔵装置を設置しており、日常生活に必要なエネルギーを、再生可能エネルギーで賄います。

このような 2050（令和 32）年を迎えるには、その時点での既存住宅・施設について早期に太陽光パネル等、蓄電装置及び水素貯蔵装置の設置義務化が図られていなければ不可能である。また、こういった施策は、もちろん一自治体の条例をもって対応できるものではなく、法律や県条例による定めが必要であり、これらの設備設置費用については、長い目で見れば各市民が受益者であるといえなくもないが、その納得感の上に成り立つことを鑑みるに、ひとえに市民の負担のみによるべきものではない。そうすると、2050 年を遠い先のことと考えるのではなく、将来の甲府市の礎はまさに今築かれるべきであって、様々な施策やそれらの具体的な手順について、国や県に対し積極的に発信することで、環境行政のオピニオンリーダーとなることが求められよう。

以上総じて、環境行政は、市民の日常生活におけるごみのことから、地球環境についての問題解決までと、きわめて守備範囲の広い事務分野である。

II 甲府市環境部の人員・分掌事務について

1 人員について

甲府市では、各部課の職員定数について、条例定数とは別に、市長の判断により各年度に必要となる実要員数である「みなす定数」を定め、効率的な定数管理を行っている。環境部職員のみなす定数は、派遣職員を含め平成 29 年度合計 95 名→平成 30 年度合計 85 名→令和元年度合計 84 名→令和 2 年度合計 81 名と漸減している。

その主たる理由は、技能職員の業務（収集など単純労務が中心。平成 15 年度までは採用しており、現在最若手は 40 歳代半ば）について、再任用制度の導入やなるべく外部委託へと舵を切ったことで、離職者の分を原則補充していないことにある。なお、平成 29 年度までは、平成 29 年 3 月に閉鎖した甲府市環境センター附属焼却工場及び附属破碎工場の残務処理があったが、既にこの処理も終了している。

逆に、事務職員のみなす定数は、平成 29 年度合計 23→平成 30 年度合計 25→令和元年度合計 27→令和 2 年度合計 28 と漸増しているが、これは後述のとおり令和元年 4 月に中核市に移行したことからその準備のために増員を要したことが主たる理由である。

2 分掌事務について

環境部の令和 2 年度の分掌事務は、次ページのとおりである。

このうち、減量課の(7)(8)(9)、廃棄物対策課の(2)(9)(10)(11)(12)(13)については、いずれも後述の中核市移行にともない令和元年度から新たに分掌事務となったものである。また、「環境センターの維持及び運営管理」が平成 30 年度に処理課（現在の廃棄物対策課）から総務課に移行しているが、これは平成 30 年度中に閉鎖後の甲府市環境センター附属焼却工場及び附属破碎工場が解体・撤去に至り廃棄物処理の使命を終えたことによる。それから、平成 30 年度までは当時の収集課（現在の収集衛生課）の分掌事務に以下の 3 つがあったが、これらはいずれも中核市移行にともない設置された保健所（健康支援センター）の事務に移行した。

- ・ 畜犬登録、鑑札の交付及び狂犬病予防注射済票の交付並びに野犬対策に関すること。
- ・ 動物の飼養又は収容に関すること。
- ・ 死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜に関すること。

部	室	課	分掌事務
環境部	環境総室	総務課	(1) 一般廃棄物処理施設等の建設に伴う周辺整備に関すること。 (2) 全国都市清掃会議に関すること。 (3) 庁用自動車等の管理及び整備に関すること。 (4) 環境センターの維持及び管理運営に関すること。 (5) 部内の文書の総括指導に関すること。 (6) 部内の庶務に関すること。
		環境保全課	(1) 環境保全対策に関すること。 (2) 公害防止に関すること。 (3) 生活排水対策に関すること。 (4) 環境審議会に関すること。 (5) 環境リサイクルフェアに関すること。 (6) 環境監視員に関すること。 (7) 環境基本計画に関すること。 (8) 地球温暖化対策に関すること。 (9) 甲府市地球温暖化対策地域協議会に関すること。 (10) 北部山間地域の水質保全対策に関すること。
	廃棄物対策室	減量課	(1) 減量化、資源化、リサイクルに関すること。 (2) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。 (3) 廃棄物減量等推進研究会に関すること。 (4) リサイクル推進員に関すること。 (5) 有価物及び資源物回収に関すること。 (6) リサイクルプラザに関すること。 (7) 多量排出業者の排出指導に関すること。 (8) 使用済自動車の再資源化に関すること。 (9) 有害使用済機器の保管等に関すること。
		収集衛生課	(1) 一般廃棄物の収集業務に関すること。 (2) 一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業等の許可及び指導に関すること。 (3) 一般廃棄物の排出指導に関すること。 (4) すぐやる業務に関すること。 (5) し尿処理問題研究協議会に関すること。 (6) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に関すること。 (7) そ族の駆除に対する相談並びに昆虫の駆除及び消毒に関すること。 (8) 環境美化に関すること。 (9) 一般廃棄物の不法投棄に関すること。
		廃棄物対策課	(1) 一般廃棄物処理計画に関すること。 (2) 災害廃棄物処理計画に関すること。 (3) 衛生センターに関すること。 (4) 笛吹市との一般廃棄物の共同処理に関すること。 (5) 汚泥処理手数料の収納整理に関すること。 (6) 環境センター環境委員会に関すること。 (7) 一般廃棄物最終処分場の維持及び運営管理に関すること。 (8) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の負担金に関すること。 (9) 産業廃棄物の許可に関すること。 (10) 一般廃棄物処理施設の許可に関すること。 (11) 特定産業廃棄物特別措置法に関すること。 (12) 産業廃棄物の不法投棄に関すること。 (13) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関すること。

2-2 分掌事務の注記

・総務課(2) 全国都市清掃会議とは、全国の自治体と関係事業者により構成され、廃棄物行政が抱える共通の課題解決のために、昭和22年7月に組織された会議体である。本年6月現在で、正会員は546。うち、市区町村が396、一部事務組合・広域連合が150である。毎年、研修や会議が行われるとともに、政府与党、環境省及び衆参環境委員会に対し要望書を提出している。令和2年度は、甲府市からは以下の提案がされ、いずれも要望書に反映されている。

- ① 循環型社会形成推進交付金制度の拡充について
- ② デポジット制度(事業者による店頭回収)導入について
- ③ 容器包装リサイクル法における事業者責任の強化について
- ④ 家電リサイクル法の見直しについて
- ⑤ 各種リサイクル諸法の見直しについて(容器包装廃棄物以外のプラスチック製廃棄物に係る拡大生産者責任など)
- ⑥ 適正処理困難廃棄物に係る法整備について
- ⑦ 熔融スラグの利用促進について

・環境保全課(3) 生活排水とは、トイレからのし尿と台所や風呂からの雑排水の総称で、甲府市一般廃棄物処理基本計画(令和3年3月策定)の第7章において、その処理についての基本方針が以下のとおり定められている。

基本方針1 施設整備の推進—下水道計画区域内においては早期整備の達成、同区域外においては合併処理浄化槽の設置推進を図るとともに、単独処理浄化槽を使用している家屋に対しては合併処理浄化槽への転換についての普及啓発活動を実施する。

基本方針2 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進—浄化槽管理者に対し、浄化槽法により義務づけられている法定検査・保守点検・清掃の実施により浄化槽の適正な維持管理を行うよう指導・啓発していく。

基本方針3 啓発活動の推進—下水道供用開始区域内にあっても点在する下水道未接続家屋に対し接続を推進する(なお、接続促進事業自体の所管は、甲府市上下水道局給排水課)。また、単独処理浄化槽などの管理者に対し、水質浄化意識の高揚を促す。

・環境保全課(4) 環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するために、平成13年から環境基本条例25条に基づいて設けられている。後掲の環境基本計画も、庁内検討会議や地球環境問題庁内連絡会議での協議検討を経た素案が、環境審議会で審議されている。令和2年度は2回開催され、人事案件のほか、第二次甲府市環境基本計画に基づく令和元年度年次報告及び令和3年度の年次計画について議論された。

・同(7) 環境基本計画についてであるが、平成5年に制定された環境基本法の第36条では「地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする」とされている。この「総合的かつ計画的な推進」のため、甲府市では平成13年に甲府市環境基本条例を制定し、その第8条で、①環境の保全及び創造に関する目標、②環境の保全及び創造に関する施策の大綱、③前①②のほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を環境基本計画として定めることを自らに義務づけた。

現行の計画は「第二次環境基本計画」であり、平成15年に策定された前計画の計画期間が終了する平成25年3月に策定された。地球温暖化防止対策や生物の多様性の保全などに関する国際的な情勢は前計画期間であった10年間で大きく変わり、これに呼応する形で国や県の施策も変わってきたことから、前計画が①環境負荷の削減、②自然環境保全、③快適環境保全、④地球環境保全、の4分野から成り立っていたのに対し、本計画は、①自然共生社会、②快適環境社会、③低炭素社会、④循環型社会、⑤環境教育の5分野とし、持続可能な社会を目指すものとしている。それぞれの個別目標や取り組み方針は、後掲P.16～17のとおりである。同計画は、平成25年度から平成29年度を「前期5年達成期」、平成30年度から平成34年度を「後期5年達成期」として施策を実施しており、前期の5年間に経過した時点で、社会情勢の変化なども踏まえつつ、目標値等について「中間見直し」を行っている。

・同(9) 甲府市地球温暖化対策地域協議会とは、甲府市と市民、事業者、その他団体の協働で、地域の実情に即した地球温暖化対策を推進することを目的とした団体である。地域で実践できる地球温暖化防止に向けた具体的な行動の普及啓発に関する事業や、再生可能エネルギーの利用促進、環境教育や環境活動を推進している。また、事業を主体的に計画、実施、点検していくために、「人づくり」「緑・エネルギー」の2つの部会を置き、日々活動を行っている。なお、環境保全課内に事務局を置く。

・減量課(2) 廃棄物減量等推進審議会は、廃棄物の減量化及び資源化の推進に関し、市長の諮問に応じて調査及び審議をするため、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するために、平成5年から甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第9条及び同条例施行規則第3条に基づいて設置された。令和2年度は3回開催され、人事案件のほか、諮問を受けて甲府市一般廃棄物処理基本計画の策定(①一般廃棄物処理計画、②甲府市の現状、③ごみ処理基本計画、④生活排水処理基本計画、⑤策定までのスケジュール)について議論され、答申に至り、また、同答申により、令和3年3月、正式に前記計画が策定された。

・同(3) 廃棄物減量等推進研究会は、ごみの減量化と分別排出を一層推進し、ごみ0%・

資源 100%の循環型社会の形成をめざしたシステムの構築のため、甲府市自治会連合会と甲府市が一体となり、相互に意見や考えを尊重しながら、限られた資源の有効活用と、美しい自然と安全な環境を後世に継承することを目的として、平成 11 年 8 月に発足した。会則によると、甲府市自治会連合会の会長及び環境委員会の委員並びに甲府市環境部の職員をもって構成し、その庶務は環境部廃棄物対策室減量課において処理するとされている。

・減量課(4) 平成 3 年に改正された廃棄物処理法は、従来の「発生したごみをどう処理するか」という視点に、「ごみの発生をどう抑制し、再生利用をどう促進するか」という視点を加え、一般廃棄物減量のための市町村の施策に協力するための「廃棄物減量等推進員」制度を創設した(同法第 5 条の 8)。甲府市ではその命名を「リサイクル推進員」として、甲府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(現在は全部改正により「甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」となっている)において創設した。同推進員は、各自治会長またはその推薦する者であり、市長から委嘱される(甲府市リサイクル推進員運営要綱第 3)。また、その主たる任務は以下のとおりである(同要綱第 4)

- (1) ごみの減量化とリサイクル化に積極的に取り組む
- (2) ごみ集積所への分別排出の徹底と適正排出方法の指導
- (3) 資源分別回収における指導等の推進活動
- (4) 地域内の清潔保持
- (5) 不法投棄防止策の検討と実践
- (6) 地域内のごみ処理状況の把握
- (7) その他条例の目的を達成するための活動

・減量課(6) 甲府市リサイクルプラザは、限りある資源の有効利用をさらに推進し、資源物循環型社会を実現するために、環境総合教育施設として、平成 9 年 4 月 16 日に甲府市上町 601 番地の 2 に設けられた。平成 18 年度からは、指定管理者制度を導入し、管理運営を委託している。同プラザ内には、展示コーナー、図書コーナー、環境セミナー室及び再生品頒布室(兼体育館)等が設けられているとともに、温水プール、浴室及びトレーニング室などがあり、健康増進施設の役割も有している。

なお、温水プールは、従前は隣接地に存在した環境センター附属焼却工場から発生する熱エネルギーを熱源としていたが、後述の同工場稼働停止後は、熱源を都市ガスに切り替えて存続している。

・収集衛生課(4) すぐやる業務とは、市民の要望を受けて行う、路上で死亡した犬・猫等小動物の収集や緊急を要する特別収集・土砂収集等のことである。毎年 2,000 件前後に対応しており、そのうち 7 割程度が犬・猫等の収集である。

・収集衛生課(5) し尿処理問題研究協議会の歴史は古く、昭和48年に実施要綱が定められており、し尿汲み取りに関する市民からの要望・苦情が後を絶たなかったことから、これらに適確に対応する方策を思考し、今後とるべきし尿処理行政を円滑かつ的確にすべく研究協議を行う場として設けられた。協議会の参加者は、市長の委嘱により、公共下水道の供用開始区域以外の地域住民8名及び甲府市自治会連合会から2名となっており、過去には市民負担のし尿汲み取り料などについて議論がされていた。その後、公共下水道の普及率上昇とともにし尿汲み取り世帯や浄化槽設置世帯が激減し、かつ汲み取り業者の健全育成についても支障を生じない状況となったことから、平成26年8月24日をもって休止に至った。分掌事務としては前記のとおり収集衛生課のところに掲げられているが、新たな問題も生じていないことから、現段階では再開の予定はない。

・廃棄物対策課(1) 一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第6条第1項により市町村にその策定を義務づけられているものである。甲府市では、令和2年度が、平成26年3月に見直された「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」及び平成18年2月に策定された「生活排水処理基本計画」の各最終計画年度にあたることから、廃棄物減量等推進審議会(前記減量課(2)参照)の答申を受けて、令和3年3月、これら双方についての新たな計画として「甲府市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。そのうちごみ処理については、循環型社会に向けた新たなごみ処理事業を推進する必要性から、市民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれが取り組むべき役割を明らかにし、その基本方針については、以下のとおり定められている(生活排水についての基本方針は前記環境保全課(3)参照)。

基本方針1 ごみの発生抑制—市民・事業者・行政のそれぞれが主体となるため、市民・事業者に対するごみを出さないことへの意識付けへの支援や動機付け及び情報提供を行い、ごみを出さない社会の形成を図る。

基本方針2 資源リサイクルの促進—市民一人ひとりの分別意識を醸成するために、広報やホームページ及びごみ分別アプリなどによる情報提供や、ごみへらし隊による啓発活動を通して分別の徹底・推進・拡充を図る。

基本方針3 広域処理による効率的かつ安全・安心なごみ処理の推進—甲府・峡東クリーンセンターにおける他の構成市(笛吹市・山梨市・甲州市)や運営主体である甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合と連携を図り、安心・安全なごみ処理を実施する。

・廃棄物対策課(2) 災害廃棄物処理計画についてであるが、地震災害や風水害等が発生した場合、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿のほか、被災した家屋等から発生する災害廃棄物など、一時的に大量の廃棄物が発生する。各種自然災害が発生しやすい国土である我が国において、全国各地で多くの災害に見舞われ、災害時に発生した大量の廃棄物の処理に多大な経費と労力が費やされてきたことから、甲府市でも平成17年11月に「甲府市震災廃棄物処理計画」を策定し、平成25年4月に「甲府市災害廃棄物処理計画」として見直しを行ってきた。

その後、国は平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定（平成 30 年 3 月改定）しており、また山梨県でも平成 29 年 4 月に「山梨県災害廃棄物処理計画」を策定（令和 3 年 3 月改定）したことから、甲府市は、これらとの整合を図るとともに、過去の災害における知見や教訓も踏まえ、令和元年 7 月及び令和 3 年 4 月の 2 度に亘り「甲府市災害廃棄物処理計画」を改定している。

・同(6) 環境センター環境委員会とは、環境センター附属焼却工場、附属破碎工場及び一般廃棄物最終処分場にかかわる公害防除及び周辺地域の開発に必要な事項を調査研究し、地域の環境保全を確立するために昭和 46 年に設置された委員会である。時を経て前記 2 工場が平成 29 年 3 月 31 日をもって稼働停止したことから、これらの工場の解体事業に伴う公害防除の調査研究を所掌事務とする旨設置要綱の改正をし、解体工事に伴い発生する有害物質の除染や搬出などについても調査研究対象とした。同解体工事は令和 2 年 3 月 13 日に終了し、特段問題が生じなかったことから、令和 2 年度末をもって同委員会は終了した。

第二次甲府市環境基本計画における施策の体系

基本目標 1 自然と共生するまちづくり

個別目標	取り組み方針
1-1 生物の多様性や自然環境を保全する	武田氏館跡周辺における貴重植物の生態保護 水田における冬期湛水管理の推進
1-2 水環境を保全する	水源かん養機能等の高い森づくりの推進
1-3 緑を保全する	地域や家庭における緑化の推進 身近な緑地等の確保及び保全 地球温暖化防止につながる森林整備の推進

基本目標 2 快適環境のまちづくり

個別目標	取り組み方針
2-1 大気汚染を防止する	大気汚染に係る環境基準を達成する 大気汚染に関する公害の発生を減らす
2-2 水質汚濁を防止する	水質汚濁に係る環境基準を達成する 生活排水対策を推進する
2-3 土壌・地下水汚染を防止する	土壌汚染の発生を防止する 地下水に係る環境基準を達成する
2-4 騒音・振動・悪臭の発生を防止する	騒音に係る環境基準を達成する 騒音・振動・悪臭に関する公害の発生を減らす
2-5 化学物質による汚染を防止する	化学物質による環境リスクを低減する
2-6 快適環境を保全する	良好な景観や自然環境を保全する 武田氏館跡整備事業の推進
2-7 地域美化の促進(不法投棄や犬等のふんの発生防止・空き地等の適正管理)	不法投棄の発生を減らす
2-8 資源物等の持ち去りを防止する	資源物等の持ち去り行為を減らす

基本目標 3 低炭素のまちづくり

個別目標	取り組み方針
3-1 再生可能なエネルギーを推進する	温室効果ガス排出量の削減
	太陽エネルギーの活用（住宅用太陽光発電システムの導入）
3-2 クリーンエネルギー自動車の普及を推進する	クリーンエネルギー自動車の普及促進
3-3 低炭素型ライフスタイルへの転換を推進する	住宅・機器による省エネの推進
	小学校における省エネの推進
3-4 低炭素型移動手段への転換を推進する	エコドライブの推進
	エコ通勤・エコ通学等の推進
	公共交通機関の利用促進

基本目標 4 循環型のまちづくり

個別目標	取り組み方針
4-1 3 R の実施を推進する	家庭系可燃ごみの減量の推進
	有価物・資源物の回収の推進
	3 R啓発の推進
	事業系廃棄物の排出を削減する
4-2 持続可能な農業を推進する	経営耕地面積の維持
	エコファーマーの推進

基本目標 5 環境教育を推進するまちづくり

個別目標	取り組み方針
5-1 イベントの開催や人材育成を推進する	地域・家庭における環境教育の推進
	地域の人材育成の推進
5-2 学習の場づくりを推進する	保育園(所)・幼稚園・小学校における学習の場づくり
5-3 自然とのふれあいの場づくりを推進する	自然環境とのふれあい事業の推進
5-4 市民参加を推進する	多様な担い手による地域の温暖化防止活動等の推進

※ なお、2-6及び4-2については、環境部所管の事業はない。

Ⅲ 中核市移行にともなう委譲事務について

- 1 平成 31 年 4 月から甲府市が中核市に移行したことによって、前記のとおり山梨県から委譲された事務は、以下のとおり実に 434 に上る。

所管課	根拠法令	移譲事務数
環境保全課	浄化槽法に基づく事務	18
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務	7
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務	32
	大気汚染防止法に基づく事務	92
減量課	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務	59
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務	17
廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務	168
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務	7
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく事務	29
	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく事務	5
	合計	434

- 2 甲府市では、中核市移行に備えて、平成 30 年度に、廃棄物対策課係長と環境保全課技師の計 2 名を山梨県に派遣し、1 年間実務経験を積ませた。その上で、同年度末に向けて以下のとおり事務引継ぎを了した。

(1) 廃棄物対策課

平成 31 年 1 月 22 日、山梨県森林環境部環境整備課より、最終処分場の廃止関係、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく建設パトロール関係、住民との事前協議関係の資料引継ぎをするとともに、同日、中北林務環境事務所より産業廃棄物収集運搬業者（14 業者）、一般廃棄物処理施設設置届出（7）の一覧を受領した。また、懸案事項 7 事案の説明を受けている（ただしうち 3 件は、以前から甲府市も県とともに立ち入り実施をしている）。

年度切替えに向けて、平成 31 年 3 月 26 日、中北林務環境事務所長から、建設リサイクル法パトロール懸案事項として対象解体工事 2 件の説明を受けた。

(2) 環境保全課

平成 30 年 10 月 18 日、山梨県森林環境部大気水質保全課から浄化槽法関係引き継ぎ

として、定期検査・法定検査要領等・業者登録手順書を受領した。

年度切替えに向けて、平成 31 年 3 月 26 日、中北林務環境事務所長から以下の事務について引き継ぎを受けた。

- ① 大気汚染防止法関係
- ② 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係
- ③ ダイオキシソ類対策特別措置法関係
- ④ 山梨県生活環境の保全に関する条例関係
- ⑤ 浄化槽法の浄化槽保守点検業関係

平成 31 年 3 月 27 日、山梨県森林環境部大気水質保全課長より、①大気汚染防止法関係、②特定工場における公害防止組織の整備に関する法律関係、③ダイオキシソ類対策特別措置法関係、④山梨県生活環境の保全に関する条例関係についての説明資料を受領するとともに、県同課担当者より以下の事務説明を受けた。

- ・大気汚染防止法に係る常時監視業務（測定局による常時監視業務・有害大気汚染物質の常時監視業務・PM2.5 の成分分析業務）
- ・ばい煙発生施設届出（電気事業法関係－大気汚染防止法 27 条 1 項による適用除外が電気工作物であり、この場合は電気事業法に基づく届け出がされる）に係る業務
- ・ダイオキシソ類対策特別措置法に係る常時監視業務（大気・水質・土壌）
- ・同法上の測定結果の公表業務

(3) 減量課

平成 31 年 1 月 22 日、山梨県森林環境部環境整備課より、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）の事務の権限移譲にともなう移管対象文書や県の各種マニュアルなどについて引継ぎを受けた。また、経済産業省・環境省、（公財）自動車リサイクル促進センター及び（一社）自動車再資源化協力機構主催の研修資料をいただき、平成 31 年度には実際の研修にも参加した。

廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく有害使用済機器の保管または処分を行う事業者の届出事務（なお、平成 30 年 4 月施行の改正法に基づくもので有害使用済機器保管届済業者は 1 件）、廃棄物処理法の多量排出事業者における報告書・計画書作成義務についての関連事務についても、同旨の引継ぎを受けた。

さらに年度切替えに向けて、同年 3 月 22 日、山梨県森林環境部環境整備課から、簿冊一式（CD-R 含む）を受領するとともに、同月 25 日、中北林務環境事務所長から、自動車リサイクル法の引取業者（59）・フロン回収業者（15）・解体業者（4）・破砕業者（3）・事業場外保管届出（1）の一覧等を受領した。

- 3 なお、ヒアリングによると、膨大な事務の委譲数にもかかわらず、極端に職員の時間外労働が増加したという状況にはなく、事務の混乱は見受けられない。ただし、各種許可業者の許可期限が同じであることが多く、更新事務が重なる時期には多くの時間を費

やさざるを得ず(前記の県から減量課への引継書には、「平成31年6月、解体業・破碎業の大量更新がある」との注記がされている)、また今後仮に各種関連法規上の立入検査等対象事案が重なる事態があれば、事務の逼迫も懸念されるとのことである。

IV ゼロカーボンシティ表明について

甲府市を含む県内全27市町村と山梨県は、令和3年2月15日、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を共同で目指すことを表明し、県内経済団体や民間企業も含め51団体で「ストップ温暖化やまなし会議」を設立した。県内全市町村による宣言は、全国で初めてとなる。今後各参加団体が具体的な温暖化対策を決めて情報共有をしながら対策を加速化するという一方で、甲府市は、同年3月、このことを踏まえて「甲府市地球温暖化対策実行計画」(平成24年3月策定、平成28年3月改定)についての中間見直しを行った。主な見直し点は、以下のとおりである。

- ・長期目標を『2050(R32)年の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指します』と変更する。
- ・中期目標に省エネルギー等の取組の成果がわかる「最終エネルギー消費量」を加える。
- ・温室効果ガスの排出量は人口の増減に影響されることから、「人口一人当たりの温室効果ガスの排出量」を参考指標とする。
- ・アクションプランの取組について、これまでの実績や社会情勢、また他の計画との整合性等を勘案し見直しを行う。
- ・本計画の取組がSDGsのゴールと関連していることから、アクションプランごとにSDGsのゴールの各アイコンを記載し、関連性を明確にする。

未だ具体的なロードマップはないが、今後国の施策や自治体への要請、そして助成金等も小刻みに変わると思われ、甲府市としては、国や県の動向を見ながら適時に対応していくとのことである。

第3 監査の指摘事項及び意見の概要

本報告書において、「指摘」とは、今後甲府市において何らかの措置が必要と認められる事項であって、主として事務が法規性に反している場合や著しく適正を欠いている場合を指摘している。

また、「意見」とは、指摘事項には該当しないものの、前記第1のIX「監査の視点」に鑑みて、財務事務の執行及び事業の管理の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであって、甲府市がこの意見を受けて何らかの対応を行うことを期待するものである。

これらの概要は以下のとおりで、指摘事項は11件、意見は20件である。

内 容	区 分	頁
I 総務課		
指摘・意見ともになし		
II 環境保全課		
1 年次報告書における点検・評価の基準の見直し	意 見	27
2 環境騒音調査測定結果の公開	意 見	34
3 公害苦情の処理制度の周知	意 見	35
4 浄化槽定期検査の未受検	指 摘	36
5 公害防止施設等設備資金の融資の促進	意 見	40
6 公設浄化槽の使用料の見直し	意 見	43
III 減量課		
1 補助金の消費税仕入控除税額の報告・返還条項の未整備	指 摘	50
2 補助金の実績報告書の一部未提出	指 摘	51
3 行政財産目的外使用に伴う光熱水費の負担(担当課としては総務課)	意 見	51
4 生ごみ処理機器補助金の交付金額誤り	指 摘	58
5 ごみ有料化の検討	意 見	60
6 ごみ処理原価の算定方法の見直し(担当課としては総務課)	意 見	62
7 ごみ排出量の集計方法の見直し	意 見	62
8 ごみ排出量の集計誤り	指 摘	63
9 指定管理者における物品・備品の管理の不備	指 摘	67
10 指定管理者に対する月例モニタリング項目の検討	意 見	69
11 甲府市リサイクルプラザの設置目的の検討	意 見	70
IV 収集衛生課		
1 業務委託選定時の財政的基礎の検討	指 摘	76

2	委託先の所在地の確認	意見	77
3	ごみ収集運搬コストの低減努力	意見	79
4	委託設計価格における間接経費の妥当性の検証	意見	80
5	業務実施報告及び設計価格の確認	意見	80
6	委託先での外注支出の妥当性確認	意見	81
7	委託設計単価の計算誤り	指摘	82
8	委託料単価の再設計	意見	83
9	一般廃棄物収集運搬業許可に係る経理的基礎の検討	指摘	86
10	消費税仕入税額控除に係る報告・返還手続の未整備	指摘	88
V 廃棄物対策課			
1	甲府・峡東クリーンセンターの甲府市に係る財務状況及び運営状況の公表の必要性	意見	95
2	旧衛生センターの施設撤去又は利活用の方針決定の必要性	意見	98
3	一般廃棄物最終処分場水質検査（保有水）検査結果を公表する必要性	指摘	101
4	立会検査後の指導の充実	意見	104

第4 監査の指摘事項及び意見

I 総務課

1 主要な実施事業

- 庶務
- 財務事務
- 焼却灰埋立処分地建設等に伴う地域環境整備

2 歳入歳出の状況

総務課における歳入歳出の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入	使用料及び手数料	185	478	224
	市債	0	4,300	0
	その他	600	768	570
	合計	785	5,546	794
歳出	委託料	4,736	4,115	6,511
	光熱水費	6,635	6,705	6,858
	負担金補助金及び交付金	4,167	4,166	4,153
	工事請負費	0	5,819	0
	その他	7,291	4,883	4,604
	合計	22,829	25,688	22,126

(出典：甲府市歳入歳出決算事項別明細書から集計)

令和2年度の委託料の主な歳出内容は甲府市環境センター管理等他清掃業務委託1,261千円、甲府市環境センター管理等他機械警備業務委託1,003千円及び環境センター樹木維持管理費委託1,980千円(平成30年度及び令和元年度はなし)となっている。

令和2年度の負担金補助金及び交付金の主な歳出内容は、し尿及び浄化槽汚泥の受入処理である甲府市衛生センター設置(令和3年4月1日より中巨摩地区広域事務組合衛生センター(中央市)で広域処理のため廃止)に対して小曲町の地域復興のための交付金として支出する4,000千円である。

なお、令和元年度の工事請負費はなでしこ工房便所他改修工事である。

3 庶務について

(1) 概要

部内の庶務全般や契約業務ほか、業務目標等の進行管理及び事務事業に関する部内、部門の調整を行い、その推進に努めている。

また、全国都市清掃会議や甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合などの関係団体との調整を行っている。

甲府市は全国都市清掃会議関東地区協議会の会員であり、令和 2 年度には協議会経由で公益社団法人全国都市清掃会議に「循環型社会形成推進交付金制度の拡充について」、「家電リサイクル法の見直しについて」等を提案している。

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合との調整としては、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業系ごみ処理手数料及び資源物売却収入の減収が見込まれるため、構成員の負担金で補うのではなく、ごみ処理事業基金を活用することで 4 市が合意した。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった

4 財務事務について

(1) 概要

必要に応じ甲府市財務担当と協議し、部内の調整を行うとともに、予算及び決算関連資料等の集計・作成を行っている。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

5 焼却灰埋立処分地建設等に伴う地域環境整備について

(1) 概要

ア 甲府市西高橋町・蓬沢町の甲府市焼却灰処分地建設に伴う地域環境整備事業

地域環境整備事業について、進行管理に努めるとともに、関係部局と協議する中で年次計画により推進している。甲府市焼却灰処分地は平成 21 年度をもって埋立完了となり、現在、甲府・峡東クリーンセンターから排出される焼却灰などは、全量をかいのくにエコパークで処分しているが、地域環境整備事業として他部局が道路拡幅工事、水路新設等の事業を引き続き実施している。

なお、例年開催している「甲府市焼却灰埋立処分地建設に伴う周辺整備等推進委員会」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面により状況報告を行っている。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

イ 甲府市衛生センターの使用期限の延長に係る地域環境整備事業

地域環境整備事業の進行管理に努めるとともに、「西下条し尿処理場撤去対策委員

会」を構成する5町へ状況報告を行い、関係部局と協議する中で年次計画により推進している。地域環境整備事業として環境部総務課が小曲町に令和2年度4,000千円を交付するほか、他部局が水路の改修、道路新設等の事業を引き続き実施している。

なお、令和2年度まで甲府市衛生センターで行っていたし尿及び浄化槽汚泥の受入処理については、令和3年4月1日より中巨摩地区広域事務組合衛生センター（中央市）で広域処理を行っている。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

II 環境保全課

1 主要な実施事業

- 環境基本計画の推進
- 地球温暖化対策
- 環境リサイクルフェア
- 環境対策
- 甲府市浄化槽事業

2 歳入歳出の状況

環境保全課（浄化槽事業特別会計除く）における歳入歳出の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入	使用料及び手数料	0	241	180
	国庫支出金	3,278	3,171	1,052
	県支出金	3,150	565	2,537
	その他	0	0	1
	合計	6,428	3,977	3,770
歳出	委託料	17,122	27,887	28,727
	賃借料	958	5,495	5,561
	負担金補助金及び交付金	17,695	18,260	15,880
	繰出金	14,896	15,291	17,859
	その他	7,004	8,793	7,109
	合計	57,675	75,726	75,136

（出典：甲府市歳入歳出決算事項別明細書から集計）

令和 2 年度の国庫支出金、県支出金の主な歳入内容は、合併処理浄化槽設置整備事業費である。

令和 2 年度の委託料の主な歳出内容は、公共用水域及び地下水の水質測定業務委託 9,240 千円、有害大気汚染物質モニタリング調査業務委託 4,584 千円、PM2.5 成分分析業務委託 3,267 千円及び大気汚染常時監視測定局保守点検業務委託 5,555 千円となっている。

令和 2 年度の負担金補助金及び交付金の主な歳出内容は、合併処理浄化槽設置事業補助金 5,968 千円及びクリーンエネルギー機器普及助成金 8,970 千円である。

各年度の繰出金は浄化槽事業特別会計繰出金であり、浄化槽事業特別会計歳入の他会計繰入金と一致する。

また、令和 2 年度の「歳出予算要求書」における事業ごとの歳出の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業	内容	令和 2 年度
特別職給与費	甲府市環境審議会委員報酬	215
環境対策事業費	大気及びダイオキシン類の測定、公共用水域及び地下水の水質検査、自動車騒音・一般環境騒音調査、公害苦情処理、環境学習、環境監視員の育成等、現在及び将来の市民の健康で快適な生活環境を確保する。	37,494
生活排水対策事業費	公共用水域における良好な水環境の保全のため、生活排水対策啓発及び合併処理浄化槽設置等を推進し、更なる公共用水域の水質改善に努める。	8,286
環境リサイクルフェア事業費	環境リサイクルフェアの開催(令和 2 年度は中止となった)	0
地球温暖化対策事業費	環境への負担の少ないクリーンエネルギーの普及・促進に寄与するための助成金や小学校等における環境教育事業など。	11,282
浄化槽事業特別会計繰出金	北部山間地域の復興策として市設置型の浄化槽整備事業を推進するにあたり、特別会計を設け整備を図っていくものであるが、これに伴い必要となる職員給与費及び不足する維持管理費等について特別会計に繰り出すもの。	17,859
計		75,136

(出典：甲府市歳出予算執行状況を基に作成)

3 環境基本計画の推進について

(1) 概要

本計画は、「甲府市環境基本条例」に基づき、その理念を実現すべく施策を体系化し、市、事業者及び市民の三者が連携して、目指すべき望ましい環境像を具体化するための目標や期間を定めたものである。

平成 24 年度に最終計画期間を迎えたことから、本市を取り巻く環境が大きく変わったことや国内外の動向を踏まえ「第二次甲府市環境基本計画」を策定し、平成 25 年度より新たな計画として推進に努めた。

この計画は平成 29 年度までを「前期 5 年達成期」と設定しており、平成 30 年度に中間見直しを行い、令和 4 年度までを「後期 5 年達成期」とし、取り組みを適切に実施している。

さらに「第二次甲府市環境基本計画」の推進にあたっては、担当課より集約した年次計画書及び年次報告書を作成し、「地球環境問題庁内連絡会議」にて推進管理、進捗把握を行い、その結果を「甲府市環境審議会」で審議し、本市ホームページにおいて公開することで、本計画の継続的な改善につなげている。

(意見) 年次報告書における点検・評価の基準の見直し

毎年甲府市専用ウェブサイトでも報告される「第二次甲府市環境基本計画年次報告」では環境基本計画の個別目標毎の取組方針の達成状況について点検・評価を 4 段階で評価している。

すなわち「年度目標値を達成している」場合は評価「◎」、「年度目標値との差が年度目標値の 50%以内である」場合は評価「○」、「年度目標値との差が年度目標値の 50%を超えている」場合は評価「△」、また、「推進していない」場合は評価「×」としている。

当該評価は環境基本計画策定時、環境審議会やパブリックコメントにて、意見を聞いた上点検・評価の基準を決定したとのことであるが、令和 2 年度の取組方針に対する評価が合計 43 件のうち「◎」評価が 21 件、「○」評価が 15 件と大半が「○」以上となっていること、75%未満達成は最低の評価とする他の市の事例もあることから、他の市町村の評価基準も参考にしつつ、次回の環境基本計画見直しの令和 4 年からはより厳しい評価基準の導入を検討することも考えられる。

4 地球温暖化対策について

(1) 概要

環境問題の中でも年々深刻化している地球温暖化に対し、令和 2 年度は次のとおり事業を実施している。

(2) 地球温暖化対策の推進

甲府市の地球温暖化対策を更に推進するため、令和2年10月に国が「2050年カーボンニュートラル」を宣言したこと及び環境省からの「ゼロカーボンシティ表明」の呼びかけ等を背景に、令和3年2月15日に、2050年の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明した。今後は、目標達成に向け甲府市の特色を活かした施策等を検討し、取組を進めていくこととしている。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(3) 「甲府市地球温暖化対策実行計画」の推進

令和2年度は、令和元年度の年次計画・年次報告等による実行計画の進捗状況を把握する中、庁内施策に関し、地球環境問題庁内連絡会議において評価、検証を行っている。さらに、市民、学識経験者、地元企業、団体、行政等で構成する甲府市地球温暖化対策実行計画推進委員会において、全体会及び部会を開催し、実行計画の施策及び取組状況について、PDCAサイクル（環境マネジメントシステム）に基づき適切な進行管理に努めるとともに、令和元年度年次報告書を作成し、甲府市地球温暖化対策実行計画推進委員会への報告と甲府市地球温暖化対策推進本部の承認を受け、令和3年3月に公表している。

また、令和2年度は、前回の実行計画見直しから5年を経過していることから中間見直しを行い、「ゼロカーボンシティ」を表明したことに伴い長期目標を「2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロ」に改定している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(4) 甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金

住宅用太陽光発電システム設置者に対して平成11年度から実施していた「融資あつせんと利子補給」を平成15年度から補助金制度に改定し、平成20年度に奨励金の交付へ切り替え、平成21年度からは「甲府市地球温暖化対策導入促進奨励金制度」に改定し、「環境への負荷を低減する新エネルギー及び省エネルギー機器を設置する者」として交付対象に住宅用太陽熱温水器を新たに追加している。

平成24年度には、地球温暖化問題についての市民の意識高揚を図り、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進に寄与することを目的として、「甲府市地球温暖化対策導入促進助成金制度」に改定し、住宅用太陽光発電システムへの助成金を増額した。加えて、高効率給湯器という項目を新たに設け、従前の住宅用太陽熱温水器に5種類の高効率給湯器を追加し、対象品目を拡大した。その後、平成25年度からは木質ペレットストーブ設置者への助成を追加することで更なる普及促進を図っている。

さらに、令和元年7月には、クリーンエネルギーの有効活用の普及拡大を新たな

目標とし、住宅用蓄電池設置者に対する助成として「甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金制度」へと改定をしている。

令和2年度の実績は、蓄電池単体設置71件、住宅用太陽光発電システム及び蓄電池の同時設置53件、木質ペレットストーブ4件であり、市民の意識高揚、機器の普及に努めている。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(5) 甲府市地球温暖化対策地域協議会との協働

緑のカーテンづくり運動を推進するため、令和2年5月に「緑のカーテン」づくりセミナーの開催を検討していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためセミナーは中止とし、参加予定者65名に対しゴーヤの苗の配付を行っている。また、令和3年2月に地球温暖化対策や再生可能エネルギーの普及啓発を目的とした地球温暖化対策セミナーを開催している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(6) 幼稚園・保育所における環境教育事業

「地球温暖化」について、幼児が興味を持つような手法で表現することにより、環境問題に関心を持ってもらい、環境保全の大切さを教えることを目的とした事業である。

「第二次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の重点施策として位置付けられており、「環境教育の推進」の一環として平成16年度から保育士を目指す学生と協働し、市内の幼稚園・保育所にて実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で協働実施は行わず、環境学習講演会（プラスチックごみなどによる海洋汚染問題）と、ごみへらし隊と3R（リデュース、リユース、リサイクル）についての環境教育共同事業を実施している。

なお、令和2年度の環境学習講演会は16園で実施し、ごみへらし隊との共同事業は9園で実施した。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(7) 小学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室における環境教育

NPO法人「みどりの学校」との協働による環境教育事業として、太陽エネルギーを活用した体験教室を、小学生を対象に平成22年度から実施しており、パラボラ式ソーラークッカーを使って太陽光を熱エネルギーに変換し、食材を料理して食することで、自然エネルギーの有効利用について関心を持ってもらうことを目的として

いる。平成 25 年度からは、庁用の燃料電池自動車等を活用し、その構造や自動車が解決しなければならない環境問題である「大気汚染・騒音」や「地球温暖化」、また「脱化石燃料」という観点からの「再生可能エネルギーの利用促進」などについて説明するなど、クリーンエネルギー自動車の必要性について学習する項目を追加し、令和 2 年度は小学校 2 校で実施している。

また、平成 29 年度からは、内陸県である山梨県に暮らす子どもたちに、投棄されたプラスチックごみが海洋汚染を進行させている現状を伝え、生物の多様性、自然環境を保護することの重要性を知ってもらう事を目的とした環境学習講演会を「H O O K かんきょう『協育』事務所」と協働で実施しており、令和 2 年度は小学校 1 校で実施している。なお、例年放課後児童クラブにおいても実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため実施しなかった。

なお、令和 2 年度からは放課後子供教室へ環境教育の対象を拡大し、1 教室にてごみへらし隊との環境教育共同事業を実施している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(8) 環境教育のさらなる拡大

未就学児、小学生を対象に行ってきた環境教育の対象を、令和元年度から大学、自治会、各種団体へ、令和 2 年度から中学、高校へと拡大を図ってきているが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中学校 1 校、高校 1 校、大学 1 校、自治会 3 か所、各種団体 1 か所での実施となっている。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(9) 「甲府市環境教育プログラム」の推進

「第二次甲府市環境基本計画」の基本目標 5「環境教育を推進するまちづくり」の実現に向けては、産学官民などの主体を越えて、協働して環境保全の取組を進めていくことが重要であり、その多様な担い手による活動の推進により、地域や家庭、学校等において更なる環境教育事業の推進を図ることを目的として「甲府市環境教育プログラム」を平成 27 年 3 月に策定し、令和 2 年度の実績は、2 プログラムを実施し、115 人が参加した。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(10) 温暖化対策情報サイト「こうふの e c o」による情報発信

平成 24 年 10 月に、本市の温暖化対策についての情報を発信する場であると同時に、市民や事業者の方々のエコな取組についても紹介できる機能を備えた情報コミ

ユニティサイトを設置し、実行計画に関する本市の取組やスマートライフ通信などのエコな情報や、市民、事業者からの情報が発信できるWebサイトとして活用している。令和2年度のアクセス数は、2,954件であった。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

5 環境リサイクルフェアについて

(1) 概要

環境問題に関する各種情報提供や体験学習等を通じて、環境問題について市民の理解と意識啓発を図り、環境配慮型の行動が家庭から社会全体へと広がっていく事を目的として、毎年11月に開催している。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止並びに参加者、来場者、関係者の健康と安全面の確保を最優先とし、開催を中止している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

6 環境対策について

(1) 概要

大気の測定、公共用水域及び地下水の水質測定、自動車騒音及び一般環境騒音の測定、公害苦情処理、法令に基づく事業場への指導、環境学習、環境監視員活動など、現在及び将来の市民の健康で快適な生活環境を確保するため令和2年度は次のとおり事業を実施している。

(2) 大気汚染の常時監視

大気汚染防止法に基づく「山梨県内における大気の常時監視等計画」に従い、次のとおり常時監視を実施している。

ア 測定局における常時監視

生活環境における大気汚染の状況を把握するための一般環境大気測定局（甲府富士見局）及び自動車排出ガスによる影響を確認するための自動車排出ガス測定局（甲府市役所自排局、国母自排局の2局）の計3局で実施するとともに、測定データを甲府市専用ウェブサイトにて公表している。測定の結果、光化学オキシダント（Ox）については環境基準※を超過し、その他の項目については環境基準以下であった。

なお、光化学オキシダント（Ox）については環境基準を超過しているが、注意報の発令（発令権限は山梨県）はない。

※人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基

準（環境基本法第16条）

イ 有害大気汚染物質等の測定

有害大気汚染物質等とは、継続的に摂取される場合に、人の健康を損なうおそれがあり、大気汚染の原因となる物質（大気汚染防止法第2条第16項において規定）並びに水銀及びその化合物をいう。

「山梨県内における大気の常時監視等計画」に基づき、環境基準が設定されているベンゼン等4項目を中心に毎月測定し、測定データを甲府市専用ウェブサイトにて公表している。測定の結果、3地点の測定局全てにおいて環境基準以下となっている。

大気汚染の常時監視業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(3) 公共用水域水質測定結果

ア 水質汚濁防止法に基づく測定

水質汚濁防止法に基づく「公共用水域及び地下水の水質測定計画」により、環境基準点等（砂田橋、濁川橋、荒川ダム、桜橋、千秋橋、二川橋、高室橋の7箇所）について、年間24回（1日2回/月）水質測定を実施し、測定データを甲府市専用ウェブサイトにて公表している。

このうち、水質汚濁の指標となるBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成状況は次の表のとおりであるが、全ての地点において環境基準以下であった。これは、下水道の整備、生活排水対策事業（重点地区への生活排水対策の啓発及び浄化槽立入検査、浄化槽設置補助金制度）の推進、水質汚濁防止法による特定事業場の立入指導等の成果が表れたものといえ、今後も環境基準以下を維持できるよう、継続的な生活排水対策事業等の推進に努めていくとのことである。

表：BODの環境基準達成状況

(単位：mg/l)

環境基準点	砂田橋	濁川橋	荒川ダム	桜橋	千秋橋	二川橋	高室橋
令和2年度	1.9	2.3	0.8	0.7	1.0	1.5	1.8
環境基準	5.0	5.0	1.0	1.0	3.0	3.0	3.0

※ 年間12回の日平均値を小さい順に並べ替え、小さい方から9番目の測定値をBOD 75%値と言い、その値を河川の類型の環境基準値と比較・評価する。

(出典：甲府市決算審査資料)

イ 主要河川水質自主測定結果

昭和46年から荒川水域12箇所、濁川水域20箇所について水質測定を行い、支流の水質調査を実施している。また、平成18年度から市町村合併に伴い、笛吹川流域となる7河川8箇所についても測定を行っている。

令和2年度においては、荒川水域及び笛吹川流域で年1回、濁川水域では山梨県環境計量協会と協働で年2回、それぞれ実施し、測定データを甲府市専用ウェブサイトにて公表している。濁川支流については、環境基準以下で良好な水質ではあるものの、荒川水域・笛吹川流域と比べBOD値が高いことを把握しており、これらの測定結果を参考に生活排水対策の指導等を実施しているとのことである。

公共用水域水質測定結果業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(4) 地下水常時監視結果

水質汚濁防止法に基づく「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に従い、次のとおり常時監視を実施している。

ア 概況調査

市内を2kmメッシュで区切った18地区と、5kmメッシュで区切った3地区の計21地区について、2年間のローリング調査を行い、測定データを甲府市専用ウェブサイトにて公表している。

令和2年度はメッシュ番号が奇数である11地区を選別し、年2回の水質測定を行った。その結果、全て環境基準値以下であった。

イ 継続監視調査

過去に環境基準を超過し、継続的に監視する必要がある9地点（新田町、青葉町、北口三丁目、下向山町、国玉町、古関町、右左口町、中小河原町、桜井町）で監視を行い、測定データを甲府市専用ウェブサイトにて公表している。

令和2年度は、下向山町・右左口町で硝酸性窒素、国玉町・桜井町でふっ素、古関町・中小河原町でひ素、桜井町でほう素がそれぞれ環境基準値を超過したことから、前記の9地点を今後も継続的に監視していくとのことである。

地下水常時監視結果について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(5) 環境騒音調査

令和2年度、一般環境中の騒音測定を市内5地点（住居地域3地点、準工業地域1地点、工業地域1地点）で実施している。測定の結果、次の表のとおり、昼間及

び夜間の時間帯において、いずれの地点も環境基準以下であった。

表：測定結果

(単位：デシベル)

測定地点 (用途地域)	測定日	時間の区分	等価騒音レベル(Leq)	環境基準 (Leq)
屋形一丁目 (第2種低層住居専用)	R3.3.15	昼間	36	55以下
		夜間	28	45以下
大里町 (第2種中高層住居専用)	R3.3.25	昼間	45	55以下
		夜間	39	45以下
国母七丁目 (第1種住居)	R3.3.11	昼間	43	55以下
		夜間	40	45以下
幸町 (準工業)	R3.3.10	昼間	42	60以下
		夜間	37	50以下
青葉町 (工業)	R3.3.9	昼間	41	60以下
		夜間	33	50以下

(出典：甲府市決算審査資料)

(意見) 環境騒音調査測定結果の公開

環境騒音調査については環境基準の定めはあるが、測定義務がないので測定結果を公開していない。環境基準はあるべき姿であり、甲府市は積極的に自主的に測定しているため、測定結果を甲府市専用ウェブサイト等にて一般に公開することが望ましい。

(6) 自動車騒音の常時監視

騒音規制法に基づき、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で「騒音に係る環境基準」の達成状況等を把握するもの(面的評価)であり、測定データを甲府市専用ウェブサイトにて公表している。

昼夜ともに環境基準以下であった戸数は、一般国道においては5,907戸中5,706戸(96.6%)、県道においては13,482戸中13,266戸(98.4%)、高速自動車国道においては255戸中255戸(100%)であった。なお、全体では20,481戸中20,064戸(98.0%)であった。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(7) 規制地域の見直し

甲府市は騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の指定の権限

を有することから、土地利用の変化等の状況を勘案して、規制地域の見直しを行っている。令和2年度には、旧中道町地内における土地利用の変化を考慮して、騒音規制法に基づく騒音規制地域図、振動規制法に基づく振動規制地域図及び悪臭防止法に基づく悪臭規制地域図見直し作業を実施した。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(8) 公害苦情

公害苦情は、主に大気汚染（ごみの野外焼却等）、水質汚濁、騒音、悪臭にかかわるものである。公害苦情の処理にあたっては、現地調査と事情聴取を行い、施設の整備・使用方法の改善等を指導しており、「公害苦情処理票」で受付状況、苦情内容、指導内容等が取りまとめられている。公害苦情の処理状況は次のとおりである。

表：公害苦情の処理状況

(単位：件)

種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計	処理件数
平成30年度	44	6	45	2	20	2	119	119
令和元年度	35	11	27	1	31	5	110	110
令和2年度	42	11	27	2	49	1	132	132

(出典：甲府市決算審査資料)

(意見) 公害苦情の処理制度の周知

現状、公害苦情の処理制度の市民への周知方法は総務省「公害等調整委員会」の冊子となっている。

甲府市専用ウェブサイトほかにより、公害苦情の問い合わせ先、連絡方法（電話、メール、文書、来庁ほか）、環境保全課として対応可能な苦情の例、公害苦情処理の流れ、また、山梨県の公害紛争処理制度の情報も開示することが望ましい。

(9) ダイオキシン類の常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「甲府市ダイオキシン類の測定計画」に従い、環境中のダイオキシン類の常時監視等を実施し、測定データを甲府市専用ウェブサイトにて公表している。令和2年度については、計画に従って測定を行い、全ての地点で環境基準以下であった。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検

出されなかった。

(10) 生活排水対策事業

公共用水域等の水質保全のために浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、浄化槽法に基づく浄化槽保守点検業者の登録などの申請や浄化槽設置届出書などの届出について審査を行い、必要に応じて指導を行っている。

また、生活排水対策として、濁川流域の生活排水対策推進計画に定められた流域5地区（山城・玉諸・甲運・里垣・相川地区）及び公共下水道未整備地域を対象に河川浄化の啓発に努めている。

ア 総合的啓発の推進

- ・合併処理浄化槽設置に対する補助金の交付を16件行った。
- ・浄化槽法定検査(11条)の未受検者を対象に、訪問による受検指導を1,943件に対して行った。

イ 地区別啓発の推進

- ・濁川流域5地区（山城・玉諸・甲運・里垣・相川地区）のうち、山城地区を中心に、単独処理浄化槽355件に対して生活排水対策についての啓発指導を行うとともに、併せて浄化槽維持管理について立入調査を行い単独処理浄化槽の適正管理を指導した。

ウ 甲府市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）の策定

令和2年度は「生活排水処理基本計画」の最終年度に当たることから、甲府市廃棄物減量等推進審議会において、本市の現状を把握し、これまでの取り組みを検証するとともに、国の方針やSDGsの目標、各種計画、法律等との整合性を図るなど、3回の審議会を開催し協議を行った結果、快適さを実感できる生活環境を創出し、誰もが住み続けたいと思える「自然と調和した持続可能なまち」を目指した『未来へつなぐ、美しい清流を育むまち 甲府』を基本理念と定め、令和12年度を最終年度として、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を合わせた「甲府市一般廃棄物処理基本計画」を令和3年3月に策定した。

(指摘) 浄化槽定期検査の未受検

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが求められるため、浄化槽法第11条は定期検査を実施することを定めている。定期検査は主に保守点検及び清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを判断するために行うものであり、浄化槽管理者は毎年1回受検することになっている。

令和元年度における甲府市の11条検査受検率は、全体ベース（単独処理浄化槽含

む) 26.84%、合併処理浄化槽のみでは 44.35%であり、令和 2 年度の 11 条検査受検率は全体ベース（単独処理浄化槽含む）27.04%、合併処理浄化槽のみでは 45.18%であり、受検率は近年堅調に増加しているものの、依然として低い水準にある。

環境省のウェブサイト（※）の「令和元年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」において令和元年度の全国平均及び都道府県毎の 11 条検査受検率が公表されているが、全国平均 11 条検査受検率は全体ベース（単独処理浄化槽含む）43.8%、合併処理浄化槽のみでは 62.2%となっており、甲府市は全国平均を下回っている。

このような状況の下、甲府市は受検率向上のため未受検者を対象に訪問による受検指導を令和 2 年度に 1,943 件（令和元年度 2,007 件）に対して行うほか、浄化槽の適切な維持管理に係るチラシ配布等で周知を行っている。

甲府市は公共下水道の普及が低く浄化槽利用者が多いため受検率が低くなる傾向にあるものの、受検率向上の指導・周知を引き続き実施するとともに、他の市町村の受検率向上の取組方針も参考とし、また、長期間未受検で悪臭を放し苦情がある場合等の悪質な事例では浄化槽法第 66 条 2 項による罰則適用の必要性の検討も必要である。

（※）環境省のウェブサイト：<http://www.env.go.jp/press/109154.html>

(11) 特定施設及び特定建設作業の届出書受理と指導

騒音規制法、振動規制法等の法律及び山梨県生活環境の保全に関する条例等に基づき、規制対象となる特定施設の設置及び特定建設作業の届出書受理と立入検査ほか公害防止指導を行っている。

表：最近 3 年間の特定施設の設置及び特定建設作業の届出状況

(単位：件)

法令等	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	騒音規制法	設置	4	3
変更等		4	6	7
振動規制法	設置	3	2	2
	変更等	2	4	2
県条例	設置	6	6	7
	変更等	6	15	14
水質汚濁防止法	設置	14	5	7
	変更等	25	16	19
土壌汚染対策法	第 3 条	0	1	2
	第 4 条等	28	46	70

特 定 建 設 作 業	騒 音	102	147	151
	振 動	28	18	24
大 気 汚 染 防 止 法	設 置	-	3	5
	変 更 等	-	18	29
	特定粉じん作業	-	22	41
ダイオキシン類対策 特別措置法	設 置	-	0	0
	変 更 等	-	1	5
合 計		222	313	388

(出典：甲府市決算審査資料)

表：令和2年度の特定施設及び特定建設作業の立入検査状況

(単位：件)

特定施設

区分	対象施設数 (年度末)	立入検査数	立会事業所の選別方法
騒音規制法	892	2	苦情の発生の都度
振動規制法	356	1	苦情の発生の都度
県条例			苦情の発生の都度
騒音	1886	2	苦情の発生の都度
水質	16	1	苦情の発生の都度
大気	4	0	苦情の発生の都度
水質汚濁防止法	295	7	随時
土壌汚染対策法（指定区域）	8	2	発生の都度
大気汚染防止法			
ばい煙発生施設	303	5	立入測定計画
揮発性有機化合物排出施設	3	0	立入測定計画
一般粉じん発生施設	5	0	立入測定計画
特定粉じん発生施設	0	0	立入測定計画
水銀排出施設	3	1	立入測定計画
ダイオキシン類対策特別措置法	3	0	立入測定計画

特定建設作業

区分	届出数（年度）	立入検査数	立会事業所の選別方法
騒音	151	2	苦情の発生の都度
振動	24	1	苦情の発生の都度

特定粉じん排出等作業

区分	届出数（年度）	立入検査数	立会事業所の選別方法
特定粉じん排出等作業	41	(原則全数)	原則全数

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(12) 公害防止施設等設備資金の融資

市民の生活環境の保全を図るため、事業所等が公害を防止するための設備・施設を整えるとき必要な資金の融資のあっせん和利子の補助（全額）を行う制度である。

対象	甲府市内に有する工場・事業場等において公害防止施設等を設置又は改善しようとする組合・法人・個人
融資限度額	組合 1,500 万円 その他（法人・個人） 500 万円
融資利率	2.4%（全額利子補給するため実質利率は 0%）
融資期間（据置期間）	60 ヶ月（6 ヶ月）・元金均等返済方式
取扱金融機関	山梨中央銀行・甲府信用金庫・山梨信用金庫

（意見） 公害防止施設等設備資金の融資の促進

予算の手当てについては、公害防止施設等設備資金の原資金として、融資額 500 万円の 3 分の 1 相当の額 167 万円を預託金として予算確保している。

また、公害防止施設等設備資金融資制度について甲府市専用ウェブサイトにて公表するほか、甲府市広報に掲載することにより甲府市民に周知している。

しかし、令和 2 年度及び令和元年度、実行が 0 件となっているため、引き続き当該制度を周知し、利用の促進に努力されたい。

(13) 環境教育事業

ア 環境教育副読本の作成

甲府市の身近な環境問題や、地球環境問題に関する内容の副読本を作成し、市内小学校の 4 年生全員に配付するとともに、市の主要施設に配置している。

イ 夏休み親子環境教室の開催

川底に生息している生き物（水生生物）を観察する夏休み親子環境教室は、その川の水質状況を調べることにより、身近な水辺へのふれあいを深め環境保全の大切さを学ぶことを目的として、市内小中学生の親子を対象に荒川上流域（昇仙峡）において、毎年、夏休み期間中に開催している。

なお、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止並びに参加者、関係者の方々の健康と安全面の確保を最優先とし、開催を中止している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(14) 十三市環境保全対策連絡協議会

十三市環境保全対策連絡協議会は、山梨県内十三市の環境保全事務担当者が相互に連絡協調を図り、環境保全対策に関する調査研究を促進し、環境保全行政に寄与

することを目的としている。令和2年度は、協議会総会を書面開催するとともに、情報共有に努めることで環境保全対策に関して理解を深めている。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(15) 甲府市環境監視員の活動

甲府市環境監視員は、「甲府市環境基本条例」の理念に基づき、市民自らが環境の保全創造に努め、公害監視を行うとともに、不法投棄防止等の環境美化に関する活動を行うことになっている。

なお、令和2年度の活動報告については次のとおりであり、関係機関等とも連携するなかで、適正に対応を図っている。

表：甲府市環境監視員活動報告

(単位：件)

種 類	項 目	件 数	
公害	水質汚濁	1	1
	悪臭		0
	騒音・振動		0
その他	不法投棄	240	12
	雑草		6
	その他		32
	意見		1
	提案		0
	報告		189
合 計		241	241

(出典：甲府市決算審査資料)

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(16) 空間放射線量測定

甲府市における放射線の影響について、市民の安全・安心を確保することを目的に、生活環境保全上の立場から、次のとおり空間放射線量を測定し、その結果を甲府市専用ウェブサイト及び本庁舎掲示板で公表している。

測定地点として、放射線の影響を受けやすい子供たちが集まる保育所、小中学校等の施設を中心に市内の公共施設 22 箇所を選定し、年 4 回 (4 月、7 月、10 月、1 月)、

地表面から 5cm 及び 1m 地点の空間放射線量（マイクロシーベルト／時間）を測定している。さらに、砂場がある場合においては、同様に測定を実施している。

令和 2 年度の測定結果は、一般空間の地上 5cm で 0.032～0.077 マイクロシーベルト／時間、地上 1m で 0.031～0.072 マイクロシーベルト／時間、砂場の地上 5cm で 0.056～0.087 マイクロシーベルト／時間、地上 1m で 0.046～0.078 マイクロシーベルト／時間となっており、健康に影響が出るレベルの数値ではなかった。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

7 甲府市浄化槽事業について

(1) 概要

水源地のある甲府市北部山間地域（千代田地区・能泉地区・宮本地区）における地域住民の生活環境並びに公衆衛生の向上を図るとともに、健全な水環境、水循環を構築するため、平成 23 年度から 5 年間で甲府市が主体となって、合併処理浄化槽の新規設置並びに既存浄化槽寄附事業を実施した。

令和 2 年度の実績としては、本事業により整備された公設浄化槽 113 基及び寄附を受けた浄化槽 99 基、合計 212 基の維持管理を行い、公共用水域における水質環境の保全及び水循環の健全化に努めている。

(2) 歳入歳出

環境保全課（浄化槽事業特別会計）における歳入歳出の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

	項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳入	使用料及び手数料	7,034	6,996	7,017
	他会計繰入金	14,896	15,291	17,859
	その他	0	4	0
	合計	21,930	22,291	24,876
歳出	委託料	7,530	8,292	8,173
	需用費	2,441	2,694	2,879
	給料	4,511	3,134	3,121
	職員手当等	2,280	2,753	3,135
	公債費	2,409	2,875	3,324
	その他	2,759	2,543	4,244
	合計	21,930	22,291	24,876

（出典：甲府市浄化槽事業特別会計決算総括表を基に作成）

令和 2 年度の委託料の主な歳出内容は公設浄化槽の清掃 6,807 千円及び公設浄化槽の保守点検 1,366 千円となっている。

令和 2 年度の他会計繰入金のうち 12,757 千円は基準外繰入金（公債の元金及び利子の補填以外の赤字補填）となっている。

（意見）公設浄化槽の使用料の見直し

甲府市下水道使用料は、平成 21 年 4 月 1 日以降「甲府市上下水道事業経営計画 2008」の事業内容、財政収支見通し等を総合的に勘案し、また、過年度に起債した高金利の企業債の繰上償還の条件として、使用料総額について、改定率 15.35%の引き上げをした。

その後、平成 23 年 3 月に甲府市浄化槽事業条例及び同施行規則が定められ、平成 23 年 4 月以降事業を開始しているが、その際、公設浄化槽の使用料は事業開始時に、上記引き上げ後の甲府市下水道使用料、また、浄化槽法に基づいた管理費（清掃費、保守点検費、法定検査費及び修繕費等）を勘案し決定され、以降は消費税等改定時に使用料を改定している。

公設浄化槽の使用料は下水道使用料をベースとしているため現状消費税等の改定以外に使用料の見直しはしていないが、今後下水道使用料の料金改定が検討される際は、下水道使用料の見直しの幅及び浄化槽特別会計の今後の財政推計における基準外繰入金（現在、令和 3 年度以降毎年 14,124 千円を推計している。）の妥当性を考慮し公設浄化槽の使用料の見直しを検討することが必要と考える。

Ⅲ 減量課

1 主要な実施事業

- ごみ減量と資源リサイクル事業
- 一般廃棄物の処理方法等指導業務
- 使用済自動車の再資源化事業者の登録・許可等
- リサイクルプラザの管理運営
- 明るくきれいなまちづくり基金事業

2 歳入歳出の状況

減量課における歳入歳出の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入	使用料及び手数料	144	654	150
	利子及び配当金	196	163	89
	雑入	181,407	186,697	181,759
	市債	-	6,500	-
	合計	181,748	194,015	182,000
歳出	報償費	31,056	28,096	25,411
	役務費	26,446	27,186	27,782
	委託料	293,761	316,953	298,030
	負担金補助及び交付金	62,645	66,593	71,738
	その他	6,097	15,261	6,281
	合計	420,005	454,089	429,242

(出典：甲府市歳入歳出決算事項別明細書から集計)

令和2年度の雑入の主な内訳は、次のとおりである。

内訳	金額(千円)
指定ごみ袋等売払収入	171,213
甲府市リサイクルプラザ笛吹市負担分	10,096
その他	450
計	181,759

(出典：甲府市細節別歳入の概要から集計)

令和2年度の委託料の主な内訳は、次のとおりである。

内訳	金額（千円）
資源物の収集及び運搬業務委託	127,791
指定ごみ袋の作製・保管及び配送等業務委託	69,614
リサイクルプラザ指定管理業務委託	68,222
その他プラスチック製容器包装保管・破袋選別・圧縮梱包業務委託	13,271
有価物回収に係る容器包装廃棄物の回収業務委託	10,855
その他	8,277
計	298,030

（出典：甲府市委託料支出状況調書から集計）

令和2年度の負担金補助及び交付金の主な内訳は、次のとおりである。

内訳	金額（千円）
有価物回収事業補助金	63,178
リサイクル推進員連絡協議会補助金	5,199
生ごみ処理機器購入補助金	2,260
新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う甲府市一般廃棄物収集運搬業者等の個人防護具購入費補助金	1,082
その他	18
計	71,738

（出典：甲府市補助費等支出状況調書から集計）

3 ごみ減量と資源リサイクル事業について

（1）概要

減量課では、一般廃棄物の排出抑制及びごみ減量と資源リサイクルの推進を図るため、主に次の事業を実施している。

- ・有価物の回収
- ・資源物の回収
- ・容器包装廃棄物の回収
- ・ミックスペーパーの分別回収
- ・廃食油の回収
- ・遊休陶磁器製食器の回収
- ・使用済小型家電の回収

- ・使用済インクカートリッジの回収
- ・生ごみの減量化及び再資源化
- ・指定ごみ袋制度
- ・ごみ減量化に向けた取組の周知・啓発活動等

(2) ごみ減量化促進のための主な取り組みの沿革

年月日	事業等
昭和 53 年 7 月	有価物回収の実施
昭和 63 年 5 月	家庭における生ごみの減量・堆肥化促進のためのボカシ容器等の購入補助制度創設
平成 2 年 4 月	牛乳パック回収開始
平成 2 年 7 月	資源物回収の実施
平成 3 年 12 月	リサイクル推進員制度を創設
平成 8 年 1 月	EMボカシの無料交付
平成 9 年 4 月	ペットボトル回収開始
平成 9 年 4 月	甲府市リサイクルプラザ オープン
平成 10 年 4 月	生ごみの減量化等推進のため電気式処理機購入補助の実施
平成 12 年 2 月	可燃ごみの半透明又は透明袋での排出開始
平成 12 年 4 月	食品トレイ回収開始
平成 13 年 4 月	不燃ごみの半透明又は透明袋での排出開始
平成 15 年 10 月	その他紙類（紙箱・紙袋・包装紙）回収開始
平成 16 年 4 月	「ごみへらし隊」を編成し、出前講座を開始
平成 17 年 6 月	ミックスペーパー分別回収事業試行実施（市内 6 地区）
平成 17 年 11 月	使用済みインクカートリッジの回収開始
平成 18 年 1 月	ミックスペーパー回収地区拡大（市内 6 地区から市内 20 地区）
平成 18 年 3 月	中道・上九一色地区ミックスペーパー分別回収開始
平成 18 年 4 月	ミックスペーパー分別回収事業本格実施（市内全地区）
平成 19 年 5 月	公民館等施設において廃食油の拠点回収を実施
平成 21 年 10 月	生活系一般廃棄物について、指定ごみ袋制度を導入
平成 21 年 10 月	資源物ステーション開設（南部地区 市営城南団地敷地内）
平成 22 年 4 月	ミックスペーパー分別回収事業全地区毎週回収に拡大
平成 22 年 6 月	遊休陶磁器製食器回収事業試行実施
平成 23 年 8 月	生ごみ減量水切りチャレンジモニター事業実施
平成 23 年 12 月	遊休陶磁器製食器回収事業における回収方法を改善し試行実施
平成 24 年 3 月	資源物ステーション開設（東部地区 市営善光寺団地敷地内）

平成 24 年 4 月	遊休陶磁器製食器回収事業における回収方法を改善し本稼働実施
平成 24 年 6 月	ごみ減量強化月間として各種啓発事業の実施
平成 24 年 11 月	落葉の堆肥化事業の施行実施
平成 24 年 11 月	落葉特別収集開始
平成 25 年 3 月	資源物ステーション開設（西部地区 荒川自治会内）
平成 25 年 5 月	しんぶん・段ボール（平成 25 年 5 月～平成 26 年 3 月まで） コンポスト無料配布
平成 26 年 2 月	使用済小型家電の回収開始
平成 27 年 8 月	プラスチック製容器包装の分別施行回収実施（市内 3 ルート及び 新田地区）
平成 28 年 12 月	プラスチック製容器包装の分別回収開始
平成 29 年 9 月	ごみ分別アプリの配信開始

（出典：環境行政の概要から一部抜粋）

（3）有価物の回収

ア 概要

昭和 53 年 7 月から、甲府市自治会連合会の協力を得て、自治会等が自主的に取り組む集団回収として有価物回収が開始された。回収品目は、金属類、びん類、紙類、布類、有害再生物である。後述する「資源物の回収」と回収品目は同様であるが、収集方法が異なる。有価物の回収では、地域住民が品目ごとに選別作業を行い、回収業者に売却し、代金は、回収業者から自治会等に直接支払われる。

甲府市では、有価物回収を促進するため、自治会等に回収量 1kg 当たり 7.5 円の報奨金を交付している。

また、甲府市資源回収協同組合と有価物回収に関する協定を締結し、「甲府市有価物回収事業補助金交付要綱」に基づき、同組合に対し、補助金の交付を行っている。補助金額は、有価物回収を行うことにより生じる収入総額 A から支出総額 B を差し引いた不足金額とし、予算の範囲内で交付される。

A：（収入総額）

回収した品目を問屋等へ売却した金額＋甲府市からの容器設置業務委託料

B：（支出総額）

自治会へ支払った金額（買上金額）＋甲府市が必要と認めた事業経費

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、後述する「ウ 甲府市資源回収協同組合との取引について」（48 頁～52 頁）に関する事項を除き、問題は検出されなかった。

イ 実績

年度	実施自治会数	回収量 (t)	報奨金額 (円)	回収事業者への補助金 (円)
平成 30 年度	367(518)	4,692.63	30,291,832	55,664,386
令和元年度	359(518)	4,271.65	27,272,107	59,708,449
令和 2 年度	353(515)	3,873.24	24,609,739	63,178,457

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

(注 1) () 内は、市内全自治会数。

(注 2) 回収量に「紙パック」「ペットボトル」「白色トレイ」は含まない。これらは、容器包装廃棄物として別管理されている。

(注 3) 有価物のうち、「カレット」「自転車等」「その他紙製容器包装」は報奨金対象外。

(注 4) 回収量が減少すると、回収に伴う収入が減少することから、回収事業者への補助金は、増加傾向となる。

ウ 甲府市資源回収協同組合との取引について

甲府市資源回収協同組合とは、昭和 53 年 12 月 26 日に「中小企業等協同組合法」に基づき設立された法人である。甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、昭和町に事業所を有し再生資源卸売業を営む事業者が組合員となり、一般廃棄物に属する資源物の収集・運搬・処理に係る受託業務、甲府市有価物の回収業務、組合員事業に必要な共同施設の運営・管理、組合員向け研修事業等を行っている（令和 3 年 3 月末時点における組合員数：19）。

甲府市保有の環境センター内にあるなでしこ工房の一室が事務所となっている。

甲府市と甲府市資源回収協同組合との取引は次のとおりである。

(ア) 甲府市有価物回収事業補助金

項目	補助金（甲府市単独補助金）
取引内容	ごみ減量運動を促進するために、甲府市と有価物回収に係る協定を締結している甲府市資源回収協同組合の有価物回収に携わっている組合員の経営基盤の安定と活性化を図ることを目的として、補助金を交付している。
取引金額	令和 2 年度実績：63,178,457 円

- (イ) 新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う甲府市一般廃棄物収集運搬事業者等の个人防护具購入費補助金

項目	補助金（甲府市単独補助金）
取引内容	新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う甲府市一般廃棄物収集運搬業者及び委託業者が従業員のマスク等个人防护具を購入した費用について、1台3万円を上限に補助金を交付している。
取引金額	令和2年度実績：1,082,321円

- (ウ) 資源物の収集及び運搬業務委託

項目	委託（随意契約）
取引内容	資源物の収集及び運搬業務を委託している。 環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性から業務の確実な履行を重視し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び同法施行令第4条の基準を満たし、迅速で円滑な収集運搬業務を行うための設備を保有しているとともに、収集区域や甲府市が定める一般廃棄物処理計画を熟知していることから、随意契約となっている。
取引金額	令和2年度実績：127,791,400円

- (エ) 有価物回収に係る容器包装廃棄物の回収業務委託

項目	委託（随意契約）
取引内容	有価物回収の日に排出されたペットボトル及び食品用発泡スチロール製白色トレイの回収並びに甲府・峡東クリーンセンターへの搬入業務を委託している。 有価物回収に関する協定を結んでおり、当該業務を遂行できる業者は、甲府市資源回収協同組合のみであることから、随意契約となっている。
取引金額	令和2年度実績：10,855,966円

- (オ) 有価物回収に係る回収用容器配置業務委託

項目	委託（随意契約）
取引内容	有価物回収を実施している自治会の集積場所への回収容器設置業務を委託している。 有価物回収に関する協定を結んでおり、当該業務を遂行できる業者は、甲府市資源回収協同組合のみであることから、随意

	契約となっている。
取引金額	令和2年度実績：1,696,640円

(カ) 建物及び土地の行政財産目的外使用許可

項目	行政財産目的外使用許可（使用料免除）
取引内容	甲府市から委託される資源物回収業務及び有価物回収業務に伴う事務処理及び回収車輛の駐車場として使用するため、甲府市が保有するなでしこ工房1階（事務室として）及び車庫棟（収集車12台分保管場所として）の使用許可を行っている。甲府市行政財産使用料条例第4条第4号に基づき、使用料は免除している。

(指摘) 補助金の消費税仕入控除税額の報告・返還条項の未整備

「甲府市有価物回収事業補助金交付要綱」及び「新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う甲府市一般廃棄物収集運搬事業者等の個人防護具購入費補助金交付要綱」に消費税仕入控除税額報告・返還に関する条項がない。

補助金の交付先である甲府市資源回収協同組合は、消費税課税事業者であり、補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、その全部又は一部が消費税申告の際に納付する消費税額から控除される。そのため、当該消費税額について同組合に対し、補助金と消費税減額分として二重に利益を与える結果となっている。

この仕組みについて、前提を単純化した以下の計算例を元に解説する。

【計算例】

(前提)

- ・補助金交付額 22,000
- ・補助事業費 22,000（全額、課税仕入れと仮定すると消費税2,000）
- ・組合全体で預かった消費税 10,000
- ・組合全体で支払った消費税 7,000（うち、補助事業費の消費税2,000）

◆消費税申告により税務署へ納付する金額（補助事業あり）

$$\text{預かった消費税 } 10,000 - \text{支払った消費税 } 7,000 = 3,000$$

◆消費税申告により税務署へ納付する金額（補助事業なし）

$$\text{預かった消費税 } 10,000 - \text{支払った消費税 } 5,000 = 5,000$$

⇒補助事業を行うことで補助事業を行わない場合と比較し、税務署へ納付する消費税額が2,000円少なくなる。

⇒補助金の交付金額 22,000 には、消費税分も含まれているにも関わらず、別途、消費税の納付額が減額されることで、補助金交付先に対し二重に利益を与えている。

これを避けるために、補助金交付要綱で、補助事業完了後、消費税の申告により補助事業に係る消費税について仕入税額控除が確定した場合、報告・返還する旨を定め、当該金額について返還を受けるべきである。

【令和 2 年度返還額試算】

(甲府市有価物回収事業補助金)

61,938,457 円^{※1} × 10/110 = 5,630,768 円

(新型コロナウイルス感染症予防対策個人防具購入費補助金)

1,082,321 円^{※2} × 10/110 = 98,392 円

※1) 甲府市資源回収協同組合の決算書における有価物回収費の金額。補助金対象経費であり、消費税申告の際に、課税仕入れとして処理していることを、同組合の担当者より、ヒアリングにて確認。

補助金交付金額 63,178,457 円との差額 1,240,000 円は間接経費分。

※2) 補助金交付額と一致。全額課税仕入れ対象。

※3) 甲府市資源回収協同組合は、「国、地方公共団体、公共・公益法人等の仕入控除税額の計算の特例の対象となる事業者（いわゆる特定収入を調整する事業者）」には該当しない。課税売上高 5 億円以下かつ課税売上割合が 95%以上であることを決算書の閲覧及び担当者へのヒアリングにより確認し、全額、仕入税額控除を行っている前提により、試算している。

(指摘) 補助金の実績報告書の一部未提出

「甲府市有価物回収事業補助金交付要綱」第 6 条第 2 項に定める「有価物回収事業の収支決算書」の提出を受けていなかった。

「有価物回収事業の収支決算書」は、補助金交付先である甲府市資源回収協同組合における補助事業での収支を把握するための重要な書類であり、補助金交付要綱に従い、提出を受ける必要がある。

(意見) 行政財産目的外使用に伴う光熱水費の負担

甲府市資源回収協同組合を含む次の事業者（全 6 団体）に対し、甲府市が保有するなでしこ工房及び車庫棟の一部について、甲府市行政財産使用料条例第 4 条第 4 号に基づき、使用料を免除し、使用許可を与えている。

・ 甲府市資源回収協同組合

- ・甲府市環境事業協業組合
- ・甲府市廃棄物協業組合
- ・甲府市廃棄物事業協同組合
- ・全日本同和会山梨県連合会
- ・甲府同和事業推進委員会

使用に伴い発生する水道代、電気代、ガス代について、甲府市が負担し、使用者に対して請求していない。これらの実費相当額について、甲府市において負担する根拠はなく、公平性の観点から使用者に請求を行うべきである。

また、他の地方公共団体では、公有財産規程等に「行政財産を目的外使用することに伴い発生する光熱水費等について、使用者の負担とする」旨を明記しているケースもあるが、甲府市においては、光熱水費の取扱いを定めていない。他の地方公共団体の例を参考に、光熱水費の取扱いについて、条例・規程等に明記することも検討されたい。

※なお、担当課は総務課となるので、同課において検討されたい。

(4) 資源物の回収

ア 概要

平成2年7月から、有価物回収を実施していない自治会や、有価物回収日に排出できなかった市民のために、行政による資源物の回収を実施している。

回収品目は、金属類、びん類、紙類、布類、有害再生物であり、前述した「有価物の回収」と回収品目は同様であるが、行政による回収となるため、有価物と異なり報奨金の交付はない。

資源物の回収業務は、48頁に記載の甲府市資源回収協同組合に委託しており、月1回、地区ごとに回収している。

また、回収のほか、市民から直接、甲府・峡東クリーンセンターに持ち込まれる場合もある。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

イ 実績

年度	回収量 (t)			回収事業者への 収集運搬委託料 (円)
	委託回収量	直接搬入量	合計	
平成30年度	2,480.94	530.62	3,011.56	121,733,280
令和元年度	2,360.72	555.87	2,916.59	126,719,560
令和2年度	2,449.03	615.78	3,064.81	127,791,400

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

(5) 容器包装廃棄物の回収

ア 概要

・紙パックの回収

紙パックは、再生原料とされる紙類の中でも品質が良いことから、その他紙製容器包装とは区別し、平成 2 年 4 月から、有価物及び資源物の回収日に紙パックの回収を実施している。また、少量ではあるが、有価物回収及び資源物回収のほか、協力団体（PTA、子ども会、集合住宅管理組合等）による回収も実施されている。

甲府市では、紙パックの回収を促進するため、有価物回収の場合、回収量 1kg 当たり 32.0 円の報奨金を交付している。

・ペットボトルの回収

ペットボトルは、容器包装リサイクル法が平成 9 年 4 月から施行されたことに伴い、同月から、有価物及び資源物の回収日にペットボトルの回収を実施している。

・食品用白色トレイの回収

食品用白色トレイは、容器包装リサイクル法が平成 12 年 4 月に完全施行され、それまで分別収集が猶予されていた「その他紙類とその他プラスチック類」が回収の対象品目となったことから、同月から、有価物及び資源物の回収日に食品用白色トレイの回収を実施している。

・プラスチック製容器包装の回収

プラスチック製容器包装は、平成 28 年 12 月から、更なる資源の有効活用及び環境負荷の軽減を目的とし、市内全域で毎週土曜日にプラスチック製容器包装の回収を実施している。回収業務は、有価物及び資源物の回収フローとは異なり、可燃ごみ収集運搬業務と合わせて委託している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

イ 実績

・紙パックの回収

年度	回収量 (t)				報奨金額 (円)
	有価物回収	資源物回収	団体回収	合計	
平成 30 年度	20.1	8.7	2.2	31.0	708,640
令和元年度	22.2	9.1	2.0	33.3	774,016
令和 2 年度	21.5	11.0	2.0	34.5	751,488

(出典：環境行政の概要を基に作成)

・ペットボトルの回収

年度	回収量 (t)			回収委託料 (円)
	有価物回収	資源物回収	合計	
平成 30 年度	222.7	139.6	362.3	11,303,135
令和元年度	214.6	136.5	351.1	10,984,207
令和 2 年度	206.3	147.6	353.9	10,664,624

(出典：環境行政の概要を基に作成)

・食品用白色トレイの回収

年度	回収量 (t)			回収委託料 (円)
	有価物回収	資源物回収	合計	
平成 30 年度	4.1	1.5	5.6	208,217
令和元年度	4.1	1.4	5.5	211,671
令和 2 年度	3.7	1.7	5.4	191,342

(出典：環境行政の概要を基に作成)

・プラスチック製容器包装の回収

年度	回収量 (t)
平成 30 年度	678.4
令和元年度	735.5
令和 2 年度	833.4

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

(注 1) 可燃ごみ収集運搬業務に含めて委託を行っているため、プラスチック製容器包装のみの回収委託料は不明。

(6) ミックスペーパーの分別回収

ア 概要

平成 18 年 4 月から、可燃ごみの約 3 割を占める雑紙類をミックスペーパーとして、全市域で分別回収を開始し、平成 22 年 4 月から隔週を毎週回収に拡大した。

回収業務は、有価物及び資源物の回収フローとは異なり、可燃ごみ収集運搬業務と合わせて委託している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

イ 実績

年度	回収量 (t)
平成 30 年度	1,597.0
令和元年度	1,545.5
令和 2 年度	1,443.9

(出典：環境行政の概要を基に作成)

(7) 廃食油の回収

ア 概要

平成 19 年 5 月から、奇数月に公民館等 (9 箇所) において、家庭で不用になった食用油 (廃食油) の回収を開始し、排出量と利便性向上のため、回収場所を順次増設している。平成 30 年度には回収場所が 25 箇所に拡大している。また、平成 24 年度から、回収頻度を毎月回収に改めている。

回収した油は家畜用飼料として再利用している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

イ 実績

年度	回収量 (ℓ)
平成 30 年度	7,980
令和元年度	8,660
令和 2 年度	8,920

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

(8) 遊休陶磁器製食器の回収

ア 概要

平成 22 年 6 月から、家庭にある遊休陶磁器製食器の有効活用を目的に、陶磁器製食器の回収を実施している。回収した食器は、毎年 11 月に開催している「環境リサイクルフェア」において「もってけ市」と銘打ち市民に無料頒布している。

また、平成 23 年 12 月から割れたり欠けたりしたものも回収し、再生食器の原材料として陶磁器の生産地である岐阜県土岐市に搬送している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

イ 実績

年度	持込件数 (件)	回収量 (kg)	リユース (kg)	リサイクル (kg)	不適合物 (kg)
平成 30 年度	275	7,369.9	947.3	3,839.7	2,483.7
令和元年度	331	8,110.9	1,180.7	4,490.5	2,439.7
令和 2 年度	312	7,635.0	588.5	4,066.6	2,979.9

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

(9) 使用済小型家電の回収

ア 概要

平成 26 年 2 月から、廃棄される小型家電に含まれる有用金属を再生利用することを目的に、使用済小型家電の分別回収を実施している。

市役所本庁舎を含む市内 16 箇所に回収ボックスを設置し、携帯電話やビデオカメラなど、小型家電回収ボックスの投入口に入る小型家電を回収している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

イ 実績

年度	回収量 (kg)
平成 30 年度	7,020
令和元年度	6,834
令和 2 年度	8,554

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

(10) 使用済インクカートリッジの回収

ア 概要

平成 17 年 11 月から、リサイクルを目的に、使用済インクカートリッジの分別回収を実施している。

市役所本庁舎を含む市内 20 箇所に回収ボックスを設置し、回収している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

イ 実績

年度	回収量 (個)
平成 30 年度	1,655
令和元年度	742
令和 2 年度	1,212

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

(1 1) 生ごみの減量化及び再資源化

ア 概要

家庭における生ごみの減量及び堆肥化を推進するため、以下の事業を実施している。

・生ごみ処理機器の購入補助

昭和 63 年 5 月から、ボカシ容器及びコンポスターの購入補助 (限度額 1,000 円) を開始し、平成 10 年 4 月から、電気式処理機の購入補助 (限度額 10,000 円) を実施している。また、平成 21 年 4 月から容器式 2,000 円、電気式 20,000 円へ補助限度額を引き上げ、平成 24 年 4 月から容器式 5,000 円、電気式 50,000 円へ補助限度額を引き上げを行った。

・EM ボカシの無料交付

平成 8 年 1 月から、生ごみの減量化と堆肥化を目的に結成された登録団体を対象として、生ごみ発酵促進剤 EM ボカシを無料交付し、平成 26 年 10 月から登録団体だけでなく、一般世帯へも無料交付している

・しんぶんコンポストの無料交付

平成 25 年 5 月から、生ごみの堆肥化が家庭で気軽にできるしんぶんコンポストを無料交付している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、後述する「ウ 生ごみ処理機器補助金について」(58 頁～59 頁) に関する事項を除き、問題は検出されなかった。

イ 実績

・生ごみ処理機器の購入補助

年度	ボカシ容器等		電気式処理機	
	補助件数 (台)	補助金額 (円)	補助件数 (台)	補助金額 (円)
平成 30 年度	8	20,860	58	1,711,060

令和元年度	16	42,800	50	1,624,500
令和2年度	23	62,800	68	2,197,200

(出典：甲府市決算審査資料)

・EMボカシの無料交付

年度	登録団体数 (件)	会員世帯数 (件)	交付実数 (袋)	製造委託料 (円)
平成30年度	338	2,672	23,425	1,536,242
令和元年度	339	2,518	22,079	1,558,544
令和2年度	340	2,500	20,408	1,580,008

(出典：甲府市決算審査資料)

・しんぶんコンポストの無料交付

年度	新聞コンポスト		基材のみ	
	交付実数 (個)	製造委託料 (円)	交付実数 (個)	製造委託料 (円)
平成30年度	141	267,750	385	250,776
令和元年度	88	146,370	399	248,184
令和2年度	95	172,520	375	247,408

(出典：甲府市決算審査資料)

ウ 生ごみ処理機器補助金について

「甲府市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱」に従い、生ごみ処理機器の購入補助を行っている。

【補助対象者】

一般家庭用に生ごみ処理機器を購入した甲府市民（事業所での使用は補助対象外）

【補助金額】

電気式生ごみ処理機器・・・購入金額（税込）の3分の2（補助上限額50,000円）

容器式生ごみ処理機器・・・購入金額（税込）の2,000円までは全額

2,000円を超えた部分は2分の1（補助上限額5,000円）

【計算例】電気式生ごみ処理機器65,625円（税込）を購入したケース

65,625円×2/3=43,750円⇒43,700円（100円未満は切り捨て）

(指摘) 生ごみ処理機器補助金の交付金額誤り

令和2年度の実績報告（ボカシ等容器23件、電気式生ごみ処理機器68件）のうち、1件につき、電気式生ごみ処理機器の補助金の交付金額に誤りがあった。

購入金額 64,450 円、補助金額 42,900 円とすべきところ、補助金申請書において、購入金額 65,000 円、補助金額 43,300 円と記載されており、修正されることなく、400 円多額に補助金が交付されていた。

補助金申請書及び添付の提出書類の確認を徹底されたい。

(12) 指定ごみ袋制度

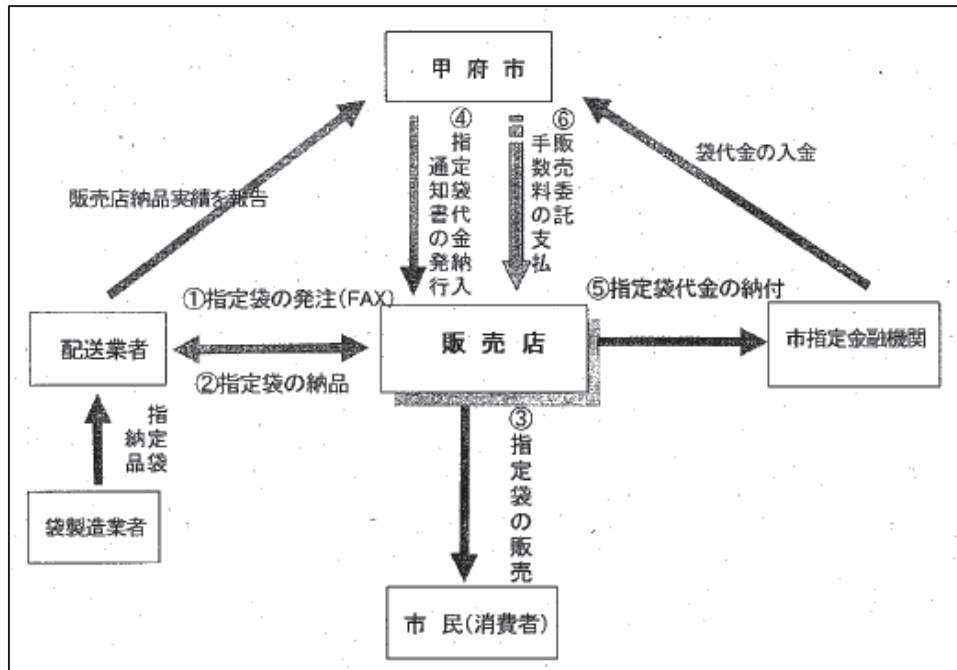
ア 概要

家庭系一般廃棄物の排出抑制を図り、資源リサイクルを推進するため、平成 21 年 10 月から指定ごみ袋制度を導入している。

なお、指定ごみ袋制度とは、市がごみ袋の材質、大きさや色、袋に印刷する文字などを定め、ごみの排出時に、市が指定するごみ袋を使用する制度である。この制度には、次の 2 種類があり、甲府市の指定ごみ袋制度は指定袋制度をさし、いわゆる有料化とは異なる。

制度	概要
指定袋制度	市が、ごみ袋の材質などの規格を定めて、使用されるごみ袋を指定する制度である。 ごみ処理手数料は上乗せせずに販売される。一般的に、販売価格は市場価格（小売店が決定する）となる。
ごみ有料化制度	市が、ごみ袋の規格を定めたとえ、ごみ袋の価格に、ごみ処理手数料（収集、運搬及び処分に係る費用）をプラスして販売し、売上げの一部が市の収入となる制度である。（ごみ袋の価格を市が決定する）

イ 指定ごみ袋販売店関連事務の流れ



(出典：甲府市指定ごみ袋等登録販売店手引き)

ウ 実績

家庭系ごみ排出量の推移

年度	可燃ごみ (t)	前年度比 (%)	不燃ごみ (t)	前年度比 (%)
30	34,321.6	100.42	5,107.5	109.11
元	34,240.2	99.76	5,285.6	103.49
2	34,734.8	101.44	6,190.3	117.12

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

(注1)令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅の機会が増え、家庭系ごみ排出量が増加した。

エ ごみ有料化の検討について

(意見) ごみ有料化の検討

甲府市では、ごみ処理手数料を徴収しない指定袋制度を採用している。

しかし、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針において、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されている。

甲府市においても、排出抑制、資源リサイクルの推進、排出量に応じた負担の公平化、市民の意識改革、財政負担の軽減という観点から、ごみ処理手数料を上乗せした

指定ごみ袋（ごみ有料化）の導入を検討されたい。

オ ごみ処理原価計算について

一般廃棄物の処理に関する事業が社会経済的に効率よい事業となるようにするためには、適切なごみ処理原価の算定、分析が重要である。また、ごみ有料化導入にあたっては、より市民への情報提供が求められる。

ごみ処理原価の算定に関する標準的な規則としては、次のものがある。

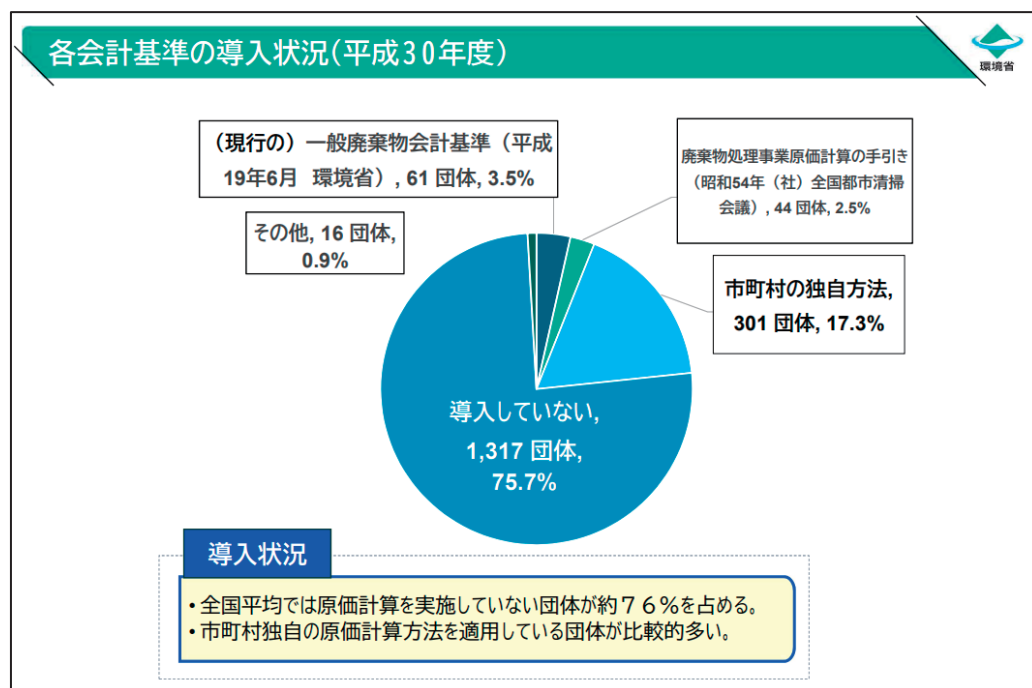
- ・改訂一般廃棄物会計基準（令和3年5月公表） 環境省
- ・一般廃棄物会計基準（平成19年6月公表） 環境省
- ・廃棄物処理事業原価計算の手引き（昭和54年公表）（社）全国都市清掃会議
- ・市町村の独自方法

各基準の特徴は、次のとおりである。

各基準の主な相違点			
	(改訂)一般廃棄物会計基準 (令和2年度 環境省)	一般廃棄物会計基準 (平成19年6月 環境省)	廃棄物処理事業原価計算の手引き (昭和54年(社)全国都市清掃会議)
作成目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報利用者が意思決定を行うに当たり、地方公共団体が有用な情報を提供すること ● 地方公共団体が情報利用者に対しその責任を会計的に明らかにすること（パブリック・アカウンタビリティ） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報利用者が意思決定を行うに当たり、市町村が有用な情報を提供すること ● 市町村が情報利用者に対しその責任を会計的に明らかにすること（パブリック・アカウンタビリティ） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理事業の管理、運営のための資料を提供すること ● 廃棄物処理手数料等を決定するための資料を提供すること
作成する書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 原価計算書 ● 行政コスト計算書 ● 資産・負債一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原価計算書 ● 行政コスト計算書 ● 資産・負債一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原価計算表（ごみ処理、し尿処理含む）
原価計算書	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物を「生活系・事業系」に区分し、作業部門（収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門）毎に原価を算定 ● 対象は、経常経費である人件費、物件費等、移転費用（減価償却費、引当金繰入を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物を「20種類」に分類し、作業部門（収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門・資源化部門）毎に一般廃棄物種類毎の原価を算定 ● 対象は、経常経費である人件費、物件費、経費（減価償却費、引当金繰入を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理関係部門については、ごみ収集、破碎、焼却、埋立部門別に原価を算定 ● 対象経費は人件費、物件費、減価償却費、公債利息等（引当金繰入は含まない）。控除項目として、売電、その他の項目あり。 ● 補助金については、資産の帳簿価額に使用した補助金の割合を乗じた額を減価償却費から控除
行政コスト計算書	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物処理事業に係る費用・収益を表す ● 対象は、原価計算対象費用に加え、<u>管理費用、経常収益、経常外費用、経常外収益</u>（補助金は、受入年度で収益化） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物処理事業に係る費用・収益を表す ● 対象は、原価計算対象費用に加え、<u>各種施策に係る費用、経常移転費用、経常収益、特別損失</u>（補助金は、減価償却費に応じて収益化） 	該当なし
資産・負債	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産は、「有形固定資産」「無形固定資産」「その他」に区分して表示 ● 負債は、「地方債」「長期未払金」「退職手当引当金」「その他」に区分して表示 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産は、金融資産、非金融資産に区分し、「資金」「金融資産」「有形固定資産」「無形固定資産」「繰延資産」等を計上 ● 負債は、「地方債」「借入金」を計上 	該当なし

（出典：環境省 一般廃棄物会計基準及び有料化の手引き改訂について）

また、環境省が公表している平成30年度における各会計基準の導入状況は、次のとおりである。



(出典：環境省 一般廃棄物会計基準及び有料化の手引き改訂について)

甲府市では、全国都市清掃会議で取りまとめた「廃棄物処理事業原価計算の手引き」を参考に本市独自の分析方法を加味しているが、その具体的な算定方法は、規則等で明確になっておらず、過去の計算結果から、毎年、ごみ処理原価を算定している。

(意見) ごみ処理原価の算定方法の見直し

ごみ処理原価の算定方法について、甲府市の独自方法を採用している。

算定方法について、ごみ処理原価の適切な把握、他市町村との比較可能性を確保する観点等から、環境省が公表している一般廃棄物会計基準に基づく算定方法を採用することを検討すべきである。

※なお、担当課は総務課となるので、同課において検討されたい。

カ ごみ排出量の集計方法について

(意見) ごみ排出量の集計方法の見直し

ごみ排出量の集計方法が複雑化している。

平成 30 年度よりごみ処理業務が、甲府市環境センター附属焼却工場及び附属破碎工場から甲府・峡東クリーンセンターに移行されたが、移行前の分類に合わせ、ごみ排出量集計の際に複数の調整を行っている。

例えば、現在、同センターから報告される可燃性粗大ごみについて、以前は不燃ごみであったが、現在はごみ処理能力向上により、可燃ごみとして処理されている。しかし、過年度の実績との比較可能性を考慮し、作成する様々な報告書類の中では、不燃ごみとして集計している。

また、家庭からの持込ごみについては、同センターからの報告結果とは別に、一定の仮定を設けて、可燃ごみと不燃ごみに按分計算を行っている。

調整や按分計算により、集計方法が複雑化しており、集計計算を誤るリスクが高くなっている。ごみ排出量について、同センターからの報告書に従い、実態に合わせて集計を行うことを検討されたい。

過年度の実績との比較は、現在の排出量を調整するのではなく、過去の排出量を一定の仮定をおいて調整することで可能であると考えられる。

(指摘) ごみ排出量の集計誤り

平成 26 年 3 月に公表している「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における平成 24 年度の総排出量（実績）82,330.2 t には、笛吹市（御坂、一宮、八代、境川、芦川の 5 町の可燃ごみ）、甲州市（塩山地区生活系の可燃ごみ）、石和町（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、事業系ごみ）の排出量が誤って含まれていた。

平成 24 年度の実績は、目標総排出量の算定基礎にもなっているため、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」で設定した令和 2 年度の目標総排出量が高く算定されている。

計画を策定する際の目標値や元となる数値について、ダブルチェックを行うなど、慎重に確認すべきである。

(13) ごみ減量化に向けた取組の周知・啓発活動等

ア 概要

・ごみへらし隊

平成 16 年 4 月から職員により「ごみへらし隊」を組織し、幼稚園・保育所から大学までの教育機関や自治会等の各種団体を対象に、ごみ減量等をテーマとした出前講座（ごみ減量しま専科^{へらしせんか}）を行うとともに、ペットボトルや紙製包装容器などを利用したエコ工作を通して、楽しみながらごみのリサイクルや分別方法の周知、啓発を行っている。

また、生ごみの水切り方法やプラスチック製容器包装の分別方法等について、わかりやすく解説した動画を作製し、youtube で公開している。

- ・食品ロスへの対策

市教育委員会と連携して、小学校給食の調理残菜や食べ残し等の堆肥化を促進することにより、環境教育や食育の推進に繋げるとともに、子どもを通して家庭ごみを削減する必要性や資源リサイクルへの意識の醸成を図っている。

また、食品ロス削減啓発ポスターを作成し、公民館等に掲示することにより、幅広く市民に向けた周知、啓発を行っている。

- ・ごみ分別アプリの配信

平成 29 年 9 月から、ごみの分別方法、収集日等を簡単な操作で確認することができる「甲府市ごみ分別アプリ」を配信している。

配信開始から令和 3 年 3 月末までの累計ダウンロード数は 12,833 件である。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

4 一般廃棄物の処理方法等指導業務

(1) 概要

事業活動により生じる一般廃棄物が家庭系ごみの集積所に排出されることを防止するため、事業系一般廃棄物適正処理の事業所調査指導マニュアルを作成し、中小規模事業者へ訪問調査を行うとともに、不適正排出事業者への周知と指導を行っている。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(2) 実績

内容	件数
適正排出の指導	26
業者（市指定業者）による回収	82
事業者が甲府・峡東クリーンセンターへ持込む	31
啓発チラシをポスティング	411
事業者が所在不明	231
その他	55
合計	836

(出典：令和 2 年度 事業所訪問調査指導実績)

5 使用済自動車の再資源化事業者の登録・許可等

(1) 概要

使用済自動車の不法投棄や不適正排出を防止し、リサイクルや適正処理を図るため、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、引取業及びフロン類回収業の登録、解体業及び破砕業の許可を行っている。

これらの登録・許可業務は、令和元年度の中核市移行により、山梨県から委譲された業務である。

令和元年度、令和2年度においては減量課が所管していたが、令和3年度以降は、廃棄物対策課に所管替えされている。

再資源化事業者	登録/許可	役割
引取業者	登録	自動車の最終所有者から使用済自動車を引取り、フロン類回収業者または解体業者に引き渡す。
フロン類回収業者	登録	カーエアコンのフロン類を適正に回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。
解体業者	許可	使用済自動車の解体を適正に行い、エアバッグ類を回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。
破砕業者	許可	解体自動車（廃車ガラ）の破砕（プレス・せん断処理、シュレディング）を適正に行い、シュレッダーダスト（クルマの解体・破砕後に残る老廃物）を自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(2) 実績

・引取業者

年度	新規	更新	変更	廃棄等	登録事業者数 (年度末時点)
令和元年度	1	1	13	1	53
令和2年度	2	1	8	4	51

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

・フロン類回収業者

年度	新規	更新	変更	廃棄等	登録事業者数 (年度末時点)
令和元年度	0	0	1	0	15
令和2年度	0	0	1	4	11

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

・解体業者

年度	新規	更新	変更	廃棄等	許可事業者数 (年度末時点)
令和元年度	0	4	0	0	4
令和2年度	0	0	1	1	3

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

・破砕業者

年度	新規	更新	変更	廃棄等	許可事業者数 (年度末時点)
令和元年度	0	3	0	0	3
令和2年度	0	0	0	0	3

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

6 リサイクルプラザの管理運営

(1) 概要

甲府市リサイクルプラザは、限りある資源を有効に活用する廃棄物循環型社会を実現することを目的に、平成9年4月に開館した環境総合教育施設である。

開館から平成28年度までは隣接した環境センター附属焼却工場から発生した予熱を熱源として利用し、同施設の目的を果たしていたが、平成29年4月から、環境センター附属焼却工場は稼働を停止し、熱源を都市ガスに切り替えている。

また、同施設は、温水プール、浴室、トレーニング室及び体育館等を有することから、市民の健康増進を図ることを目的とした健康増進施設でもある。

施設の管理業務については、平成12年8月から甲府市施設管理協会に委託していたが、平成18年度から指定管理者制度を導入し、平成28年度まで同協会を指定管理者として、管理運営を委託してきた。平成29年度からは、公募により、民間事業者を指定管理者に指定し、管理運営を委託している。

(2) リサイクルプラザの利用状況

年度	開館日	利用者（人）				
		有料	有料体育館	無料	視察見学者	総数
平成30年度	298	31,207	9,054	35,255	1,509	77,025
令和元年度	297	30,827	8,213	30,856	1,114	71,010
令和2年度	251	14,828	4,829	20,408	0	40,065

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

(注1)令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、休館日が多く、利用者も大幅に減少した。

(3) 指定管理者における物品・備品の管理について

甲府市リサイクルプラザ管理運営業務仕様書において、指定管理者の備品管理業務に関して「・・・新規購入、廃棄等変更が生じた場合は、即時備品台帳に反映し管理するものとします。」との記載があり、指定管理者は、備品台帳の管理義務を有するものである。

(指摘) 指定管理者における物品・備品の管理の不備

甲府市リサイクルプラザの物品・備品について、「備品台帳」と現物を確認したところ、保管場所の変更、新規購入、廃棄等の情報の更新がなされていなかった。

また、指定管理者が持ち込んだ備品と、甲府市所有の備品が混在して設置されているが、シール等が貼付されず、どちらの所有とすべきものであるか客観的に判別できない状況となっている。

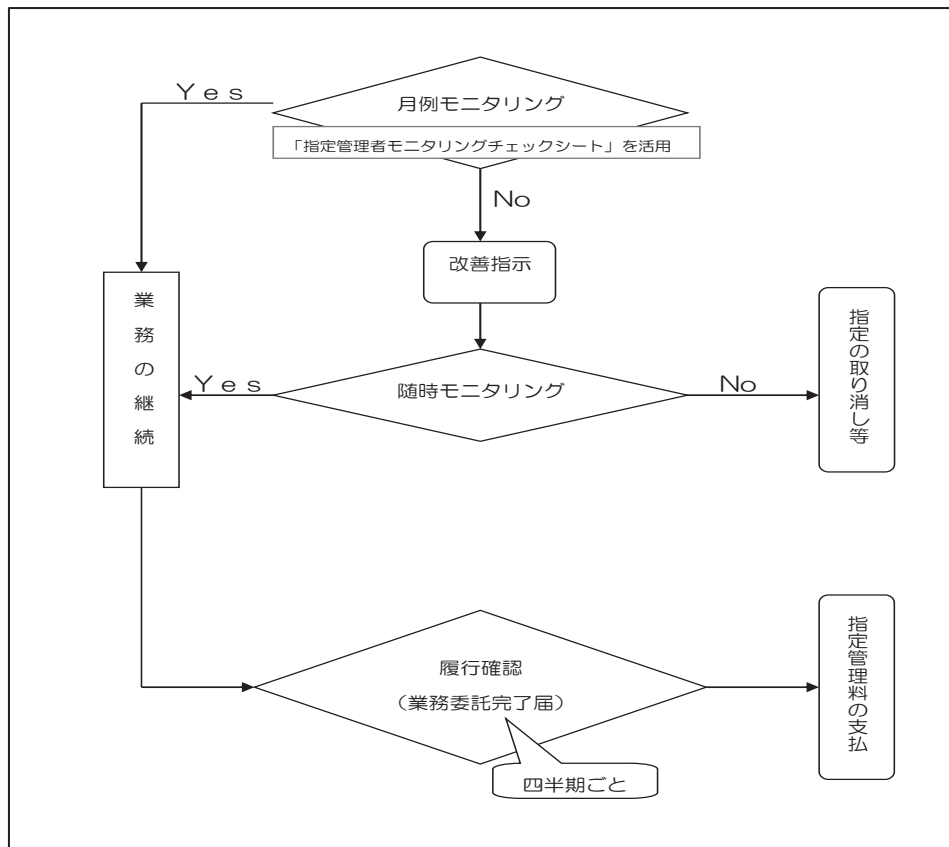
さらに、毎年度、物品・備品の棚卸も行われていない。

指定管理者に対し、物品・備品の管理状況の改善指示を行うべきである。

(4) 指定管理者に対するモニタリングについて

指定管理者が、基本協定、年度協定、条例及び関連法令のほか募集要項及び提案書の内容を満たすサービスの提供を行っていることを確認するため、企画部が作成した「指定管理者モニタリング実施マニュアル」に基づき、指定管理者に対するモニタリングを行っている。

全庁的に採用されている方法であり、次のフローにより実施されている。



(出典：甲府市指定管理者モニタリング実施マニュアル)

このうち、月例モニタリングについては、指定管理者が基本協定書の規定により提出する月例業務報告書に基づき、業務報告書の内容、実際の業務の状況について「指定管理者モニタリングチェックシート」を活用し、業務遂行状況の確認を行っている。

月例モニタリングの結果、指定管理者の業務が適切に行われていないと認めた場合は、速やかに報告の要求又は調査を行い、必要な場合は文書にて改善期日を定め改善勧告を行う。

指定管理者モニタリングチェックシートの結果は、甲府市の HP でも公表されている。

(甲府市 HP に公表されている指定管理者モニタリングチェックシート)

22 【施設名】 甲府市リサイクルプラザ													
区分	チェック項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業務全般	人員体制が明確になっているか。また、変更があった場合は、市に届出がされているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市と指定管理者との間で、定期的に打ち合わせを行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業計画書、業務日誌、報告書、点検記録等は、整備・保管されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用者からの要望、苦情、トラブル等は、記録として整備・保管されているか。また、市に報告しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	緊急事態発生時の対応マニュアルが整備されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事故等が発生された場合、直ちに市に報告されたか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法令遵守	個人情報等の漏えい、滅失、改ざんの防止等、適正な管理のために必要な措置（物理的・技術的）を講じているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市との協議、通知、各種報告は、協定書どおりなされているか。特に、協議・承認なく取組まれているものはないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業計画書の提出は期限内になされているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業報告書の提出は期限内になされているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業報告書は適正に作成されているか。（詳細な事業計画、目標設定、収支見込等）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設・設備管理	経費削減は図られているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住民の平等利用は確保されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	点検・保守は確実に行われているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	清掃業務は確実に行われているか。また、除草は行われているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	経費管理は確実に行われているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	異常・不具合を発見した場合、速やかに市に報告しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用料金制	修繕工事は適正に行われているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用者に対し、危険箇所の注意喚起を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用料金はあらかじめ承認を得ているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用促進	利用料金の収納は適正に行われているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用料金は管理経費に充当され、適正に運用されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	パンフレット、施設案内表示板等は整備されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自主事業	ホームページは見易く作成され、随時更新されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設利用者への対応は真いか。利用者にとっての利便性はないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設の設置目的に沿った事業内容であるか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設を真摯的に使用する内容となっていないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
管理経費	自主事業に係る収支会計経理は適正になされているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用者への安全管理に配慮されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公共施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公共施設の管理に係る出納関係帳簿、記録は適正になされているか。また、収支書類の整理、保存は適切になされているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公共施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監事による定期監査が行われているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	使用料（利用料金）に係る現金出納簿は適正に作成されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
収入予算の執行状況は妥当か。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
支出予算の執行状況は妥当か。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
人件費の内容は妥当か。（カラ人件費はないか）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
物件費の契約金額、支出内容は妥当か。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

◆今後の業務改善に向けた検討事項

(意見) 指定管理者に対する月例モニタリング項目の検討

甲府市リサイクルプラザの指定管理者に対し行う月例モニタリングは、「指定管理者モニタリング実施マニュアル」に定める「指定管理者モニタリングシート」を使用している。「指定管理者モニタリングシート」は、計 41 項目の確認事項があるが、月例モニタリング時に確認していない項目も存在する。確認していない項目についても、モニタリングシートの適否欄には「○」が記載されており、毎月、確認しているかのような記載となっている。

モニタリング項目について項目自体の必要性、効果的かつ効率的な確認頻度を検討し、甲府市リサイクルプラザの規模や実態にあった実行性のあるモニタリングシートを用いて、月例モニタリングを実施することを検討されたい。

(5) 甲府市リサイクルプラザの役割について

甲府市リサイクルプラザは、設立当時において、新たなごみ処理施設を建設するにあたり、地元住民からの要望等を受け、広く資源の節約やリサイクル等について、利用者が楽しく環境保全について学ぶための「環境総合教育施設」として建設された。

平成 29 年度には、ごみ処理施設が移転し、甲府市リサイクルプラザの熱源も余熱利用からガスに切り替わったが、その際に、「環境総合教育施設」の役割を継続するとともに、「健康増進施設」の役割を新たに付加することを定め、「甲府市リサイクルプラザ条例」において明記した。

「環境総合教育施設」であることにより、環境教育やその他の環境保全を目的とした取組を行うために再生頒布室、リサイクルセミナー室、環境セミナー室を利用する場合は、利用料金を免除している。一方で、指定管理者が、再生頒布室、リサイクルセミナー室、環境セミナー室を利用して自主事業を行う場合、その目的は環境教育に関するもののみ限定される。

(意見) 甲府市リサイクルプラザの設置目的の検討

熱源が隣接するごみ処理施設の余熱からガスに切り替わったことや、ごみ処理施設自体が移転したことから、「環境総合教育施設」としての意義が薄れてきていると考えられる。

環境総合教育施設という設置目的を掲げた状態では、指定管理者の自主事業が環境教育に関するもののみ限定される。環境教育に限定せず、広く市民のニーズに合わせ施設を活用するため、設置目的を見直すことを検討されたい。

7 明るくきれいなまちづくり基金事業

(1) 概要

明るくきれいなまちづくり基金は、平成 3 年 10 月に、ごみの減量に対する市民意識の高揚を図るとともに、ごみの資源化、再生利用等のごみ減量施策を推進することを目的として、条例を制定し、設置された基金である。

当初 2 億円の積立を行っており、基金の運用益と基金取崩額を財源に、毎年度、明るくきれいなまちづくり基金事業を行っている。

令和 2 年度末 明るくきれいなまちづくり基金現在高： 140,612,357 円

令和 2 年度 明るくきれいなまちづくり基金の利息収入： 89,875 円

明るくきれいなまちづくり基金事業として、リサイクル推進員制度を設けている。

リサイクル推進員制度とは、自治会長がリサイクル推進員となり、地区内の集積所の責任者として、ごみの分別排出の指導、研修会の開催、集積所の環境美化活動に取

り組んでいる。これらの活動に係る費用について、各地区リサイクル推進員連絡協議会に対し、「甲府市リサイクル活動補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付している。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(2) 実績

年度	リサイクル推進員活動実績		リサイクル推進員 連絡協議会補助金 (円)
	活動回数 (回)	活動延べ人員 (人)	
平成 30 年度	450	7,989	5,199,815
令和元年度	451	6,474	5,199,938
令和 2 年度	344	3,598	5,199,908

(出典：環境行政の概要及び甲府市補助費等支出状況調書を基に作成)

IV 収集衛生課

1 主要な実施事業

- 廃棄物等収集業務
- 通常の収集業務以外の収集業務
- 事業系ごみ収集運搬の許可業務
- 一般廃棄物の処理方法等指導業務
- その他の業務

2 歳入歳出の状況

収集衛生課における歳入歳出の状況は以下のとおりである。

収集衛生課の歳出で突出して多いのが委託料であるが、主な支出内容は「可燃ごみの収集運搬業務」及び「不燃ごみの収集運搬業務」となっている。これらの業務の内容は、「3 廃棄物等収集業務について」で詳述する。

(単位：千円)

区分	項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳入	保険衛生手数料	5,096	0	0
	清掃手数料	50	473	44
	その他	0	1	0
	合計	5,146	474	44
歳出	委託料	552,153	559,328	564,065
	賃借料	8,028	6,851	6,685
	負担金補助金及び交付金	4,491	2,328	5,850
	その他	15,841	12,077	8,804
	合計	580,513	580,584	585,404

(出典：甲府市歳入歳出決算事項別明細書から集計)

<委託料の主な内訳>

(単位：千円)

業務名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
可燃ごみ収集運搬業務	415,337	420,547	429,393
不燃ごみ収集運搬業務	120,744	122,836	124,821
中心市街地可燃ごみ収集運搬業務	8,389	8,492	8,260
側溝土砂収集運搬業務	7,446	7,088	1,237

(出典：甲府市委託料支出状況調書から集計)

3 廃棄物等収集業務について

(1) 概要

甲府市では一般家庭から排出されるごみを「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源物」「ミックスペーパー」「プラスチック製容器包装」の5種類に分別して収集を実施している。これらの中で収集衛生課では、「燃えるごみ」と「燃えないごみ」の収集業務を担当している。

「燃えるごみ」(可燃ごみ)については、集積場所は市内に5,052ヶ所(令和3年3月末時点)あり、収集業務は主に民間委託により実施している。民間委託は、技能職員の退職や再任用の動向を見据える中で、平成18年度から段階的に進め、平成27年度には山間部を除く全市域28ルートを業務委託とした。また平成28年11月からは甲府・峡東クリーンセンターの試運転及び稼働に伴い、委託ルートを増やし計30ルートとした。収集方式は、各収集場所を収集曜日地区の路線に基づき巡回するステーション方式を採用しており、収集回数は週2回である。なお、中心街の一部については、一般廃棄物収集運搬許可業者により毎日収集を行っている。

「燃えないごみ」(不燃ごみ)については、集積場所は市内に2,260ヶ所(令和3年3月末時点)あり、平成16年11月から一部地区の収集業務を委託し、平成17年4月からは全市域を対象として収集業務の委託を行った。収集方法は学校地区ごとの集積場所を巡回するステーション方式を採用しており、収集回数は各地区年間12回である。粗大ごみも燃えないごみの収集日に収集している。また、分別排出等の進展はあるものの、燃えないごみの収集日に対象外の品目が排出されるケースがあるため、更なるごみ減量と資源リサイクルを目指し、市民に啓発を行っている。

(2) 可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬業務

ア 委託方法

可燃ごみについては、市内を30ルートに分けて、収集運搬業務をルート別に委託している。令和2年度の委託先は以下のとおりであるが、30ルートのうち17ルートは甲府市廃棄物協業組合に委託し、残りの13ルートを各業者に1ルートずつ委託している。

不燃ごみについては、市内全域の収集運搬業務を甲府市環境事業協業組合に委託している。

業務名	入札方式	委託業者	契約開始期
可燃ごみ 収集運搬業務	単年度随意契約	甲府市廃棄物協業組合	平成21年度
	単年度随意契約	(株)ゼロ	平成24年度
	単年度随意契約	(有)峡南環境サービス	平成24年度
	単年度随意契約	(有)上田商店	平成24年度
	単年度随意契約	(有)サンテック	平成24年度
	単年度随意契約	(株)溝口商事	平成24年度

	単年度随意契約	(株)エフ・ジェイワークス	平成 24 年度
	単年度随意契約	(有)大興商事	平成 25 年度
	単年度随意契約	(株)クリエート	平成 25 年度
	単年度随意契約	(株)中央エコテック	平成 26 年度
	単年度随意契約	(株)富士川クリーン	平成 26 年度
	単年度随意契約	(有)ターレット	平成 27 年度
	単年度随意契約	(有)センチュリーコーポ レーション	平成 27 年度
	単年度随意契約	(株)成心設備	平成 27 年度
不燃ごみ 収集運搬業務	単年度随意契約	甲府市環境事業協業組合	平成 17 年度

(出典：甲府市委託料支出状況調書を基に作成)

可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬業務について、入札方式は単年度随意契約となっている。この中で、甲府市廃棄物協業組合及び甲府市環境事業協業組合に対しては契約開始期から継続して随意契約により委託している。また、可燃ごみにおける甲府市廃棄物協業組合以外の 13 ルートについては契約開始期のみ指名競争入札を実施し、翌年度以降は継続して単年度随意契約としている。契約形式は単年度としているが、結果として、長期間、同一企業への業務委託が継続している状況である。

本来、地方公共団体における業務委託の選定は「一般競争入札」が原則であるが、甲府市では可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬業務について随意契約で委託しており、その選定理由を以下としている。

可燃ごみ（不燃ごみ）収集運搬業務を委託するにあたり、廃棄物処理法上、市は一般廃棄物の処理について、総括的な責任を有するものとされており、委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものであり、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないとされています。また、環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性から業務の確実な履行が重視されていることから、受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項及び同法施行令第 4 条の基準を満たし、迅速で円滑な収集運搬業務を行うための施設や設備を保有しているとともに、収集区域や本市が定める一般廃棄物処理計画を熟知している必要があります。これらの基準を満たす業者が上記業者であり、競争入札等によることが適さないため、上記業者との随意契約の締結をお願いします。

随意契約の選定理由において、「環境保全の重要性及び一般廃棄物の公共性から業務の確実な履行が重視されていること」とあるが、これは平成 20 年 6 月 19 日付け廃棄物対策課長通知に従った運用としている。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃物対策課長通知 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平成 20 年 6 月 19 日)

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。

また、市町村における処理責任に照らすと、市町村は一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第 4 条に規定する基準(以下「委託基準」という。)を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物処理法施行令第 3 条に規定する基準(以下「一般廃棄物処理基準」という。)に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることとされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。

さらに、受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない収集運搬や処分が行われた場合、市町村には一般廃棄物の統括的な処理責任があることにかんがみ、市町村は委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のための措置を講じるべきである。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

(ア) 受託者の能力要件

ここで、ごみ収集運搬業務の受託者側の能力要件については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 項に次のように規定されている。

第 4 条

一 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

廃棄物は住民の日常生活や企業活動に伴って毎日発生する。住民等は市町村の定めるルールに従って排出し、市町村はこれを迅速かつ適正に収集運搬し、処理処分しなければならない。したがって、事業を運営する者には排出された廃棄物をその日のうちに確実に収集運搬する能力、すなわち人員・機材及びこれを裏付ける財政基盤さらに相当の業務経験を求めるものである。

甲府市では、収集業務の委託先を選定する基準として、「収集業務委託に関する指名対象基準について」を定めており、次の要件を満たすものを指名対象業者としている。

4 財政的基礎は、以下のとおりとする。

- ① 法人にあっては、損益計算書、貸借対照表にて2年連続の赤字決算でないことが確認できること。法人税の納税証明書にて税の滞納がないことが確認できること。

しかしながら、甲府市に確認したところ、当初の指名競争入札の際には上記の財政的基礎を確認していたが、それ以降の随意契約による選定時においては決算書、納税証明書を徴求しておらず、財政的基礎の適合性を検討していなかった。

(指摘) 業務委託選定時の財政的基礎の検討

可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬業務を委託する際に、安定的な業務の履行を重視し随意契約により選定しているが、業務の確実な履行の前提となる適切な財政基盤について検討していなかった。委託契約の都度、決算書・納税証明書を徴求し、財政的基礎の適合性を検討すべきである。

(イ) 委託先の所在地

次に、燃えるごみ及び燃えないごみの収集運搬業務について、委託先を本社所在地で集計すると以下のとおりとなる。

業務名	本社所在地	社数
燃えるごみ収集運搬業務	甲府市	9社
	富士川町	2社
	甲州市	1社
	中央市	1社
	甲斐市	1社
燃えないごみ収集運搬業務	甲府市	1社
合計		15社
甲府市以外に本社が所在する業者の割合		33% (6社)

(出典：甲府市委託料支出状況調書を基に作成)

甲府市では、中小企業・小規模企業振興条例を定め、市内の中小企業・小規模企業の活力の発揮、事業の持続的な発展を推進していくことを基本理念としている。燃えるごみの収集運搬業務については、当初の業者選定における指名対象基準として、上記の基本理念も考慮して「市内に本社もしくは営業所を有していること」を条件として選定を

行った経緯がある。ただし、以後の委託業者との契約時には「本社もしくは営業所を有していること」を書類で確認してはいなかった。

近年は全国各地で地震や水害等による大規模災害が発生しており、災害時においても生活ごみは引き続き委託業者が収集運搬を担うことから、「市内に本社もしくは営業所を有していること」で迅速な対応ができると考える。

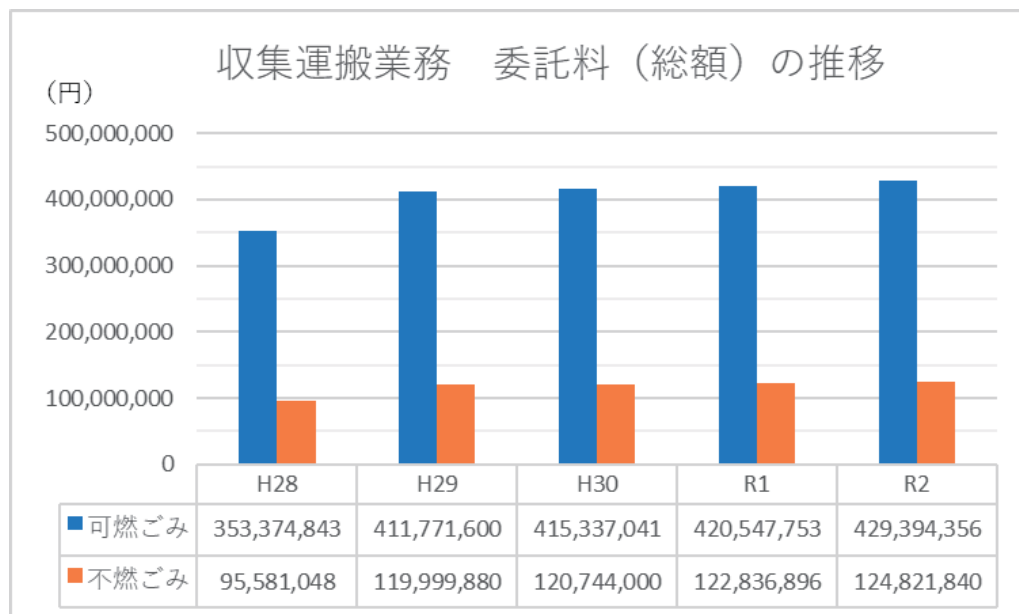
したがって、委託業者との契約時には、当初業者選定時の指名対象基準と同様に、「市内に本社もしくは営業所を有していること」を確認する必要がある。

(意見) 委託先の所在地の確認
市内業者の育成の観点や災害時の迅速な収集対応を考慮し、委託業者との契約時には「市内に本社もしくは営業所を有していること」を確認する必要がある。

イ 委託金額

(ア) 委託料総額の動向

可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬業務について、業者への委託料（総額）は以下のように推移している。平成 29 年度の委託料の増加は、中間処理施設である甲府・峡東クリーンセンターの稼働に伴いごみの収集運搬距離が延びたことから、車両燃料費等が増加となった影響がある。また可燃ごみについては収集運搬のルート数を 30 ルートに増加させたことで、収集車両台数が増加となったことも委託料の増加につながっている。そのほかに、令和元年 10 月の消費税率アップも増加要因となっている。総じて、収集運搬業務に係る委託料は増加傾向にあることが見て取れる。



(出典：甲府市委託料支出状況調書を基に作成)

環境省では、一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、全国

の市町村等に対して一般廃棄物処理事業実態調査を実施している。本調査結果は、ごみ・し尿の排出処理状況、事業経費・人員、処理施設の整備状況等について取りまとめたものである。

直近の令和元年度の調査結果を利用して、収集運搬費について甲府市と他市とを比較した結果が以下の表である。なお、当該集計結果には、可燃ごみ・不燃ごみのほかに、資源ごみ・粗大ごみ等の収集取扱量及び収集運搬費も含まれている。

令和元年度 収集運搬費に係る比較表

区分		人口 (人)	生活系ごみ 収集取扱量 (t)	収集運搬費 (円)	一人当たり 収集運搬費 (円/人)	取扱量当たり 収集運搬費 (円/t)
甲府市		187,913	42,227	1,049,558	5,585	24,855
中間処理 施設を 共同利用	山梨市	34,648	9,078	154,715	4,465	17,043
	笛吹市	69,324	14,797	246,135	3,551	16,634
	甲州市	31,363	8,101	192,126	6,126	23,716
同程度の 中核市	函館市	256,178	54,307	979,814	3,825	18,042
	青森市	281,667	61,580	672,370	2,387	10,919
	八戸市	228,240	50,819	715,317	3,134	14,076
	山形市	243,864	53,133	841,540	3,451	15,838
	松本市	238,835	46,071	575,508	2,410	12,492
	福井市	263,311	51,955	857,254	3,256	16,500
	寝屋川市	232,050	46,438	950,012	4,094	20,458
	八尾市	266,569	50,718	1,663,826	6,242	32,805
	鳥取市	187,140	32,931	888,173	4,746	26,971
	松江市	202,159	45,595	744,778	3,684	16,335
	呉市	222,366	47,705	1,252,487	5,633	26,255
下関市	261,403	54,340	1,500,469	5,740	27,613	

(出典：環境省一般廃棄物処理事業実態調査を基に作成)

当該比較表において、「一人当たり収集運搬費」と「取扱量当たり収集運搬費」が高いということは収集運搬コストが他市に比べて高いと言える。甲府市については、甲府・峡東クリーンセンターを共同で利用する近隣市と比べても、人口が同程度の中核市と比べても収集運搬コストが比較的高い水準であることが見て取れる。

「ア 委託方法」に記載があるように地方自治体のごみ収集運搬業務においては安定的な業務の履行が求められているが、他方で、地方自治法第2条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとも

に、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めていることから、限りある予算の中でコスト低減努力が不可欠である。同一業者に対して長期間変わらず随意契約で委託することは競争原理が働かず、コストが高止まりしている大きな要因と考えられる。他市においては、業務の安定性と効率化の両立を図るために、随意契約の代わりに一般競争入札を導入している事例も少なくない。ただし、単純に一般競争入札を導入するのではなく、最低制限価格制度を設けたり、単年度ではなく複数年度契約とすることで受託者が安定して業務を実施できる取組事例がある。甲府市においてもコスト低減のために条件付きの一般競争入札の導入を検討されたい。

また、環境省が公表している「一般廃棄物会計基準」は、一般廃棄物の処理に係るコストの標準的な分析手法であることから、当該基準に基づくごみ処理原価を算出し、人口規模や産業構造が類似している市町村と比較することで、コスト面で優れた市町村の取組の把握と分析が可能になると考える。

(意見) ごみ収集運搬コストの低減努力

限りある予算の中でごみの収集運搬コストの低減努力が不可欠である。条件付きの一般競争入札の導入や、ごみ処理原価について人口規模や産業構造が類似している市町村と比較し、コスト面で優れた市町村の取組事例を導入することを検討されたい。

(イ) 委託予定価格

業務委託契約を行う際には予定価格を算定しなければならない。予定価格は、発注者が競争入札を行う際にその落札金額を決定するための上限額となるものである。随意契約であっても予定価格を作成するが(予算決算及び会計令第99条の5)。この場合は、契約金額を決定するための基準額となる。

燃えるごみ及び燃えないごみの収集運搬業務に係る委託契約について、予定価格に対する契約金額の水準を調べたところ、ほぼ一致している状況であった。

業務名	委託先数	予定価格に対する契約金額の比率
燃えるごみ収集運搬業務	14 社	98.4%~100%
燃えないごみ収集運搬業務	1 社	99.9%

(出典：甲府市委託料支出状況調書を基に作成)

甲府市に燃えるごみ及び燃えないごみの収集運搬業務に係る予定価格の積算方法を確認したところ、人件費(社会保険料を含む)、福利厚生費、車両経費(収集車のリース料、燃料費を含む)、管理費・営業経費、消費税の各項目を見積もり、予定価格として積算している。人件費は、公共工事設計労務単価を参考にしており、車両経費については直営での車両関連費用などから見積もっている。管理費・営業経費については、間

接経費として経費総額に一定率を乗じて計上しており、この一定率は過去から変わっていなかった。当該間接経費は企業の販売費及び一般管理費に相当し事業運営には不可欠の費用ではあるが、どの程度の費用が発生するかは個別企業の影響を大きく受ける。甲府市廃棄物協業組合と甲府市環境事業協業組合からは決算書を入手しているが、他の委託先からは決算書を入手しておらず、間接経費の金額が適正な水準であるかを判断できなかった。全ての委託先から決算書を入手し、間接経費の金額が委託先の販売費及び一般管理費と比べて適当な水準であるかを分析し、適正な予定価格になるように、必要に応じて間接経費（管理費・営業経費）の算定方法を見直すべきである。

（意見）委託設計価格における間接経費の妥当性の検証

より精緻な予定価格となるように、委託先の決算書を分析し、予定価格における間接経費の水準が妥当であるかを検討すべきである。

（ウ）委託先からの業務実施報告

甲府市では、ごみ収集運搬業務が適正に実行されているかを管理するために委託先から作業の実施報告を受けている。具体的には、収集運搬実施者が各実施日の開始時間、終了時間、走行距離、収集量などを報告書としてまとめている。甲府市では提出された業務実施報告書の内容を確認し、収集運搬業務に問題がなかったかを検証している。

燃えるごみ収集運搬業務の委託先である甲府市廃棄物協業組合の業務実施報告書を確認したところ、各収集運搬実施日に収集運搬車は特定の15台が稼働し、ごみが多い日などは臨時的に1台を追加稼働させていた。その結果、報告書上は最大16台が稼働している状況であった。他方で、当該委託業務の予定価格設計書においては、ごみ収集ルート数が17であることから収集運搬車を17台+予備1台の計18台として積算している。甲府市に収集運搬車の稼働状況を質問したところ、車両のメンテナンス等で一部の車両が稼働できない際に空いている車両を使用しており、全18台を使用しているとの説明があった。しかしながら、業務実施報告書には最大16台の稼働しか記載がなく、業務委託契約の設計価格において2台分の車両関係費は不要と見えることから、業務実施報告書の記載方法を再検討すべきである。また、収集運搬車の稼働状況に応じて設計価格を見直す必要がある。

（意見）業務実施報告及び設計価格の確認

委託先からの業務実施報告の内容が契約内容と整合しているを確認し、報告書の記載方法が不十分であれば改善させるべきである。また、委託先の稼働状況が契約内容と整合していない場合は、契約内容及び予定価格設計内容を実態に合うように変更すべきである。

(エ) 委託内容の検証

燃えるごみの収集運搬業務の委託先である甲府市廃棄物協業組合の決算書を確認したところ外注費 19 百万円が計上されていた。当該費用の内容を確認したところ、環境推進活動手当として同組合の出資者である 15 社にそれぞれ 869 千円～1,813 千円の範囲で支出されていた。また直近年度のみならず、過年度においても同程度の金額の外注費が計上されていた。当該外注費の詳細な内容、支出先が組合出資者に限定されている理由及び金額の妥当性について質問したが、甲府市が同組合から聴取した回答内容ではその活動内容等が不明確であった。そのため、当該外注費の必要性については十分には検証できなかった。

当該組合に対しては、競争原理が働かない随意契約を長期間行っており、また実質的に甲府市からの委託料のみで運営されている組合であることから、決算書の閲覧や質問などにより当該組合の経営実態を詳細に把握し、甲府市の財政負担を軽減させるためにも、委託先で不必要な支出がないかを十分に検証することが望まれる。

(意見) 委託先での外注支出の妥当性確認

委託者として委託先の経営実態を詳細に把握し、委託先で委託業務に不必要な支出がないかを十分に検証する必要がある。その上で、委託先の実態に見合った委託料で契約すべきである。

(3) 中心街可燃ごみ収集運搬業務

現在、中心街の家庭系可燃ごみの収集運搬は、中心市街地活性化のための環境美化、及び収集の効率化を図るため、中心街可燃ごみ収集運搬の経験を有する一般廃棄物収集運搬業者に委託して行っており、事業系可燃ごみと併せて、毎日収集を実施している。なお、事業系可燃ごみについては、各商店街連盟や事業所がその収集区域を行う事業者

に収集を委託し、自らの責任において処理を行っている。

委託先については、中心街を 5 ルートに分け、各業者に 1 ルートずつ委託している。委託先の選定については単年度随意契約となっているが、平成 14 年以降は各ルートを同じ業者が継続して契約している状況である。

中心街の可燃ごみ収集運搬業務の委託料単価については、平成 21 年以前は中心街に居住する人口に基づき算出していたが、平成 21 年 10 月からは指定ごみ袋導入を契機に排出量に基づき算出している。委託料単価の算出に際して、基準年の中心街可燃ごみ排出量を年 3 回調査し、前回の委託料の算定基礎となる排出量と比較し、排出量の変動率を委託料単価に反映させている。委託料単価は 2 年間一定として、排出量調査を 2 年ごとに実施している。

(ア) 委託料単価の計算

令和2年度の収集運搬業務に係る委託料単価については、基準年度（令和元年度）の中心街の可燃ごみ平均排出量を前回基準年度（平成29年度）と比較して、その増減割合を設計単価に反映させている。

5ルートの委託料単価の計算過程を確認したところ、以下のルートについては設計単価の計算誤りが発見された。

場所	委託先	委託料単価	契約金額
八番街 外	山梨住環コンサル(株)	7,071 円/日	2,815,670 円

本来は、「八番街」と「コリドときわ町等」を合算して平均排出量を算出すべきところを、比較対象となる前回基準年度の平均排出量には「八番街」を含めていなかった。それにより、前回基準年度の平均排出量が過少となり、前回基準年度と比較した平均排出量の増減率が過大となってしまった。

その結果、令和2年度の委託料の設計単価の計算において、過大な平均排出量の増減率が反映されていた。当該契約については、随意契約で設計単価と同額で契約しており、令和2年度の委託契約の金額が469,080円過大であった。

(指摘) 委託設計単価の計算誤り

委託料単価の計算基礎である平均排出量の集計を誤っていたため、設計単価が過大に算定されていた。新年度は正しい設計単価に基づき契約すべきである。また、設計単価の算定におけるチェック体制を強化すべきである。

(イ) 委託料単価の設計

委託対象の5ルートについて、令和2年度の収集運搬業務に係る委託料単価及び基準年度での平均排出量から「排出量当たり委託料単価」を算定し比較したところ、以下の表のとおり最大6倍超の開きがあった。理由について甲府市に確認したところ、ごみ集積所数・走行距離・道路事情等の影響を受けるとのことであったが、公平性の観点からは委託料単価の水準に改善すべき点があると考ええる。

場所	委託先	委託料単価 (円/日)	平均排出量 (kg)	排出量当たり 委託料単価 (円/kg)
紅梅町	(有)管清社	1,428	13.7	104
弁天通り 外	ミノルサービス	3,618	23.3	155
八番街 外	山梨住環コンサル(株)	7,071	35.0	202
かすがもーる外	(有)大興商事	2,560	6.1	420

錦通り 外	(有)管清社	6,270	9.0	697
-------	--------	-------	-----	-----

(出典：甲府市委託料支出状況調書及び排出量調査結果を基に作成)

また、委託料の設計単価の基礎となる平均排出量について算出過程を確認したところ、甲府市では排出量調査を2年毎に2-3週間程度しか行っていなかった。短期調査では、季節、天候の要因や臨時的な排出の影響を受け易く、排出量のバラツキが大きいと考えられる。

	平成 29 年	令和元年
排出量調査 実施期間	最大 21 日 ・ 6 月 4 日-10 日 ・ 9 月 3 日-9 日 ・ 12 月 10 日-16 日	最大 14 日 ・ 9 月 8 日-14 日 ・ 12 月 8 日-14 日

ルート別の排出量当たり委託料単価に大きな開きがあること、短期の排出量調査結果ではバラツキが大きく、設計単価の基礎となる平均排出量が実態から乖離している可能性があることから、ルート間の公平性を考慮した上で、委託料が実態に即しているかを再検討すべきである。

(意見) 委託料単価の再設計

現在の委託料が実態に即しているかを十分に検討すべきであり、例えば燃えるごみ・燃えないごみの収集運搬委託料と同様に人件費・車両費等を積み上げる方法も考えられる。委託料の設計に際しては、ルート間での公平性も考慮し、排出量当たりの委託料単価、居住人口当たりの委託料単価、走行距離当たりの委託料単価等の指標も検討対象にするのが望ましい。

4 通常の収集業務以外の収集業務について

(1) すぐやる業務

市民の要望に対応するため、「すぐやる業務」として死亡した犬・猫等、緊急を要する特別収集等を行っている。

すぐやる業務の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(単位：件)

年度	犬・猫等の収集	学校等施設の収集	イベント等の収集	土砂収集	合計
平成28年	1,403	254	374	26	2,057
平成29年	1,421	256	248	14	1,939
平成30年	1,355	251	231	19	1,856
令和元年	1,342	250	213	18	1,823
令和2年	1,210	267	248	18	1,743

(出典：甲府市決算審査資料)

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(2) ふれあい収集業務

平成19年4月から、高齢者世帯や障がい者世帯で、自らがごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近にごみ出しの協力者がいない世帯を対象に、毎週1回戸別訪問し、玄関先からのごみの収集を行う「ふれあい収集事業」を実施している。

ふれあい収集の対象世帯数の過去5年間の推移は以下のとおりである。

(単位：世帯)

年度	高齢者世帯	障がい者世帯	合計
平成28年	330	12	342
平成29年	345	10	355
平成30年	334	12	346
令和元年	335	16	351
令和2年	350	25	375

(出典：甲府市決算審査資料)

また、ふれあい収集についてごみ区分別の令和 2 年度の実績は以下のとおりである。

(単位：kg)

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	ミックス ペーパー	合計
年間収集量	68,887	4,267	17,241	900	91,295
1日平均※	336.0	20.8	84.1	4.4	445.3

※令和 2 年度の稼働日数 205 日に基づき算定

(出典：甲府市決算審査資料を基に作成)

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

5 事業系ごみ収集運搬の許可業務について

(1) 概要

平成 3 年 10 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、事業活動から排出される一般廃棄物は自らの責任において処理・処分しなければならないことが盛り込まれた(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条第 1 項)。そのため、事業者はごみを自ら処理施設などへ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託する必要がある。

一般廃棄物収集運搬業者については、同法第 7 条第 1 項に「一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」と定められており、甲府市が許可を行っている。事業系のごみ収集運搬業務を担う許可業者数は令和 3 年 3 月末現在 71 社となっている。

(2) 許可要件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項及び同法施行規則第 2 条の 2 において、一般廃棄物の収集運搬に係る許可要件を定めている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 7 条第 5 項

市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 (以下、省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第2条の2

法第七条第五項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

- イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

上記のほかに甲府市では「一般廃棄物収集運搬業に係る許可業者のための手引き」を作成し、許可手続について定めている。

一般廃棄物収集運搬業の許可・更新時の手続内容を甲府市に確認したところ、「継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」に係る要件については、事業者に対して収入の基礎となる収集先を確認しているのみで、事業者の財務内容や納税状況は検討していなかった。3（2）アの「財政的基礎」と同様に、一般廃棄物収集運搬を担う業者についても安定的な業務の履行が求められるので、経理的基礎の具体的な判断方法として例えば、①損益計算書、貸借対照表にて2年連続の赤字決算でないことが確認できること。②法人税の納税証明書にて税の滞納がないことが確認できること。が考えられる。新規許可時又は更新時には決算書・納税証明書を徴求し、経理的基礎の適合性を検討すべきである。

（指摘）一般廃棄物収集運搬業許可に係る経理的基礎の検討

一般廃棄物収集運搬業の許可要件として「継続して行うに足りる経理的基礎を有する必要がある」が、事業者の財務内容や納税状況は検討していなかった。許可更新の都度、決算書・納税証明書を徴求し、経理的基礎の適合性を検討すべきである。

6 一般廃棄物の処理方法等指導業務について

（1）概要

収集衛生課では、一般廃棄物収集運搬許可業者に対して、法令等を遵守した廃棄物の

収集運搬の指導を行っている。許可業者に対して甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合が定める「一般廃棄物収集運搬許可業者が事業系一般廃棄物を搬入する場合の搬入検査の実施、指導及び処分要領」等について研修会を開催し、研鑽に努めている。また、甲府・峡東クリーンセンターが行う許可車両に対する分別・搬入状況等の抜き打ち的な調査の結果に基づき、許可業者への的確な指導を行っている。

また、家庭系廃棄物におけるルール違反などのマナーの悪いごみ集積所については、自治会等と協力し、継続的に指導を行うとともに、ごみ集積所設置等に関する基準を設け、自治会等からの相談・協議に対応している。

そのほかに、ごみ集積所施設設置費及びごみ集積所防御ネット購入費に対して補助金を交付し、カラス・猫等によるごみの散乱防止に努めている。

(2) 補助金事業

収集衛生課における主な補助金は以下のとおりである。ごみ集積所施設設置費補助金は、ごみ集積所施設を設置(建替えを含む)した者に対して一定額を補助するものである。ごみ集積所防御ネット購入費補助金は、ごみ集積所のごみの散乱を防止するために防御ネットを購入し、ごみ集積所に設置した者に対して一定額を補助するものである。

新型コロナウイルス対策一般廃棄物个人防护具補助金は、廃棄物等処理事業の安定的な継続を図るため、作業に従事する方の感染防止のために必要な个人防护具等の購入を補助するものである。

(単位：千円)

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ごみ集積所施設設置費 補助金	356	692	502
ごみ集積所防御ネット購入費 補助金	727	454	587
新型コロナウイルス対策 一般廃棄物个人防护具補助金	0	0	3,954

(出典：甲府市補助費等支出状況調書)

補助金関係の申請内容を確認したところ、ごみ集積所防御ネット購入費補助金について消費税込みの金額で申請されており、その税込みの申請額に基づき補助金が交付されていた。

当該補助金の交付要綱には消費税仕入控除税額の報告と返還手続が明示されていなかったため、P50(補助金の消費税仕入控除税額の報告・返還条項の未整備)の指摘と同様に、補助事業者に対して補助金と消費税減額分として二重に利益を与える可能性がある。当該補助金について交付要綱に消費税仕入控除税額の報告と返還手続を明示すべきである。

(指摘) 消費税仕入税額控除に係る報告・返還手続の未整備

補助金交付要綱で、補助事業完了後、消費税の申告により補助事業に係る消費税について仕入税額控除が確定した場合、報告・返還する旨を定めるべきである。

7 その他の業務について

(1) し尿等収集業務

市内の下水道が設置されていない地域に住んでいる住民の家屋には、浄化槽や汲み取り式が設置されているため清掃業務が必要である。令和2年度においては許可業者5社が業務を実施した。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

(2) 都市美化に関する業務

一級河川を対象に夏季・春季の年2回、流域自治会及び関係団体と協力して河川清掃を行っている。

不法投棄対策としては、河川、山間部等不法投棄多発地帯のパトロールによる監視及び市民からの情報等による投棄物の撤去を行い、不法投棄禁止看板を設置するなど防止対策に努めている。

また、甲府市環境保全条例に基づき、甲府市中心街に路上喫煙禁止区域を指定し、喫煙マナーの向上及び環境美化の推進を図るとともに、職員によるパトロールやチラシの配布を通じて喫煙者への意識啓発に努めている。

当該業務について担当者への質問及び関連する資料を閲覧した結果、問題は検出されなかった。

V 廃棄物対策課

1 業務内容

- ・一般廃棄物処理計画に関すること。
- ・災害廃棄物処理計画に関すること。
- ・衛生センターに関すること。
- ・笛吹市との一般廃棄物の共同処理に関すること。
- ・汚泥処理手数料の収納整理に関すること。
- ・環境センター環境委員会に関すること。
- ・一般廃棄物最終処分場の維持及び管理に関すること。
- ・甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の負担金に関すること。
- ・産業廃棄物の許可に関すること。
- ・一般廃棄物処理施設の許可に関すること。
- ・特定産業廃棄物特別措置法に関すること。
- ・産業廃棄物の不法投棄に関すること。
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関すること。

2 歳入歳出の状況

廃棄物対策課における歳入歳出の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
歳入	使用料	30	30	30
	手数料	607	1,370	996
	受託事業収入	2,060	2,224	2,058
	雑入	22,154	4,990	3,565
	市債	492,600	935,300	0
	合計	517,451	943,913	6,649
歳出	塵芥処理費	881,232	1,629,566	834,295
	し尿処理費	75,204	52,237	33,081
	産業廃棄物対策費	0	10,983	9,338
	合計	956,435	1,692,785	876,715

廃棄物対策課の歳入では平成 30 年度の雑入が突出して多くなっている。これは中間処理（焼却施設等）施設解体工事等に係る石和町負担金（10,595 千円）と、新山梨環状線建設工事に伴う場内道路等復旧工事補償費（衛生センター：11,062 千円）が主な要因である。

廃棄物対策課の歳出では塵芥処理費が多くを占めている。塵芥処理費の主な内訳は次のとおりである。

<塵芥処理費の主な内訳>

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
最終処分場維持管理 業務委託費	15,714	16,481	16,632
甲府・峡東地域ごみ処 理施設事務組合事業 費負担金	200,091	405,114	673,336
一般廃棄物最終処分 場負担金	119,517	133,613	128,006
合計	335,322	555,208	817,974

塵芥処理費では上記の外、平成 30 年度には甲府市環境センター焼却工場解体工事 475,654 千円、甲府市環境センター焼却工場他解体工事監理業務委託 15,584 千円、令和元年度には甲府市環境センター焼却工場解体工事 1,038,800 千円、甲府市環境センター焼却工場他解体工事監理業務委託 15,685 千円を支出している。

3 ごみ処理施設_甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

(1) 概要

山梨県において、県内を A、B、C の 3 ブロックに分けた「山梨県ごみ処理広域化計画」により、ごみ処理の広域化を図り、本市はこのうちの C ブロックに該当し、峡東地域（笛吹市、山梨市、甲州市）3 市と共同による「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合」を平成 19 年 2 月 1 日に設立した。中間処理施設については、平成 24 年 6 月に着工し、平成 29 年度から、新たなごみ処理施設として「甲府・峡東クリーンセンター」が本格稼働している。

(2) ごみ処理施設_甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

ア 施設概要

施設名称	甲府・峡東クリーンセンター	
区分	エネルギー棟	リサイクル棟
所在地	笛吹市境川町寺尾 1440 番地 1	
処理方式	流動床式ガス化溶融炉	—
処理能力	369 t (123 t/日×3 炉)	破碎:36t/日 選別:31t/日 保管:22t/日
着工年月	平成 24 年 6 月	
竣工年月	平成 29 年 4 月	

敷地面積	53,145.62 m ²
------	--------------------------

イ 施設運営方式

甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業及び運営事業については、設計・建設から運営・維持管理までを一括発注する DBO (Design: 設計、Build: 建設、Operate: 運営) 方式が採用されている。

甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業及び運営事業に関する契約は平成 24 年 6 月 1 日に締結されている。

①基本契約について

契約名称	甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業及び運営事業基本契約
契約期間	平成 24 年 6 月 1 日から平成 49 年 (令和 19 年) 3 月 31 日まで
契約の相手方	事業者 構成員 (代表企業) 株式会社 神鋼環境ソリューション 東京支社 (構成員) 神鋼環境メンテナンス 株式会社 東日本支店 (協力企業) 戸田建設 株式会社 東京支店 山梨営業所 (協力企業) 株式会社 早野組 (協力企業) 丸浜舗道 株式会社 (運営事業者) 株式会社 甲府・峡東環境サービス

②建設工事請負契約について

契約名称	甲府・峡東地域ごみ処理施設建設工事請負契約
契約期間	平成 24 年 6 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
契約金額	金 16,638,048,000 円 (うち消費税 金 792,288,000 円)
契約の相手方	建設請負事業者 株式会社 神鋼環境ソリューション 東京支社

③運営・維持管理業務委託契約について

契約名称	甲府・峡東地域ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約
契約期間	平成 24 年 6 月 1 日から平成 49 年 (令和 19 年) 3 月 31 日まで

契約金額	金 13,760,544,000 円（うち消費税 金 655,264,000 円）
契約の相手方	運営事業者 株式会社 甲府・峡東環境サービス

甲府・峡東地域ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書による各年度の高効率ごみ発電施設委託料額、リサイクルセンター委託料額及び合計委託料額は以下のとおりである。

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合歳入歳出決算書の総務費は運営・維持管理業務委託契約が大部分を占めている。歳入歳出決算書の総務費は令和2年度856,642千円の内、運営・維持管理業務委託業務の合計額は令和2年度（平成32年度）602,208千円であり、ほかに地域振興施設負担金130,199千円等からなる。

1 高効率ごみ発電施設（委託料額）

（単位：円）（税抜き）

	変動費用	固定費用			運営・維持管理 業務委託料
		補修費用を除く 固定費用	補修費用	計	
平成29年度 省略	-	-	-	-	-
平成30年度 省略	-	-	-	-	-
平成31年度	▲ 71,239,263	322,394,000	125,772,000	448,166,000	376,926,737
平成32年度	▲ 69,336,377	322,394,000	129,255,000	451,649,000	382,312,623
平成33年度	▲ 70,731,925	322,394,000	158,756,000	481,150,000	410,418,075
平成34年度 省略	-	-	-	-	-
平成48年度 省略	-	-	-	-	-
合計	▲ 1,194,729,745	6,447,880,000	3,911,469,359	10,359,349,359	9,164,619,614

2 リサイクルセンター（委託料額）（抜粋）

（単位：円）（税抜き）

	変動費用	固定費用			運営・維持管理 業務委託料
		補修費用を除く 固定費用	補修費用	計	
平成29年度 省略	-	-	-	-	-
平成30年度 省略	-	-	-	-	-
平成31年度	7,562,520	140,822,000	43,908,000	184,730,000	192,292,520
平成32年度	7,514,172	140,822,000	23,055,000	163,877,000	171,391,172
平成33年度	7,457,490	140,822,000	67,505,000	208,327,000	215,784,490
平成34年度 省略	-	-	-	-	-
平成48年度 省略	-	-	-	-	-
合計	142,435,386	2,816,440,000	981,785,000	3,798,225,000	3,940,660,386

3 合計（委託料額）

（単位：円）（税抜き）

	変動費用	固定費用			運営・維持管理 業務委託料
	運営・維持管理 業務委託料C	補修費用を除く 固定費用	補修費用	計	
平成29年度 省略	-	-	-	-	-
平成30年度 省略	-	-	-	-	-
平成31年度	▲ 71,239,263	448,166,000	7,562,520	184,730,000	569,219,257
平成32年度	▲ 69,336,377	451,649,000	7,514,172	163,877,000	553,703,795
平成33年度	▲ 70,731,925	481,150,000	7,457,490	208,327,000	626,202,565
平成34年度 省略	-	-	-	-	-
平成48年度 省略	-	-	-	-	-
合計	▲ 1,194,729,745	10,359,349,359	142,435,386	3,798,225,000	13,105,280,000

ウ 歳入歳出決算書

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の歳入歳出決算書は以下のとおりである。

令和2年度の歳入増は、負担金増加（+407,113千円）及び基金繰入金（25,811千円）により賄ったためである。手数料は、減少（-60,847千円）となっている。これは、新型コロナウイルスの影響により事業系ごみの処理手数料が大幅に減少したためである。

令和2年度の歳出増は、公債費増加（+315,317千円）、総務費増加（+31,282千円）のためである。公債費の増加は平成30年度（一部令和元年度）まで償還猶予があり、返済額（公債費）が少なかったためである。

（単位：千円）

収入済額 支出済額	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入合計	1,249,060	1,532,150	1,902,672
負担金	282,079	570,722	977,835
手数料	621,221	629,434	568,587
財産運用収入	250	242	1,377
基金繰入金	0	0	25,811
繰越金	31,005	33,931	55,714
諸収入（主に雑入）	314,505	297,820	273,348
歳出合計	1,215,129	1,476,435	1,849,264
議会費	201	192	165
総務費（主に総務管理費）	822,484	825,360	856,642
公債費	152,101	498,382	813,700
諸支出金	240,343	152,502	178,759

予備費	0	0	
歳入歳出差引残額	33,931	55,714	53,408
うち基金繰入額	0	0	0

エ 負担金

負担金は4市において甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合規約により割合が定められている。人口割があるものの概ね一定の割合となっている。

甲府市の負担金は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の公債費が増加していることにより、令和2年度までの3年間にわたり毎年大幅に増加している。

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度 構成比(%)
合計	282,079	570,722	977,835	100.0
甲府市	200,092	405,114	673,336	68.9
笛吹市	27,798	16,181	35,635	3.6
山梨市	25,333	73,896	135,353	13.8
甲州市	28,857	75,531	133,511	13.7

オ ごみ総搬入量（令和2年度 甲府・峡東クリーンセンターの稼働状況）

甲府市の令和2年度ごみ総搬入量は可燃ごみが減少して、不燃ごみが増加しており、全体として減少している。

種別	単位	総搬入量	甲府市	笛吹市	山梨市	甲州市
可燃ごみ	t	93,765.70	57,573.40	17,397.15	10,191.15	8,560.14
不燃ごみ	t	4,904.97	4,234.02	438.14	200.91	31.90
資源物	t	5,568.46	4,990.74	540.54	20.63	16.55
合計	t	104,239.13	66,798.16	18,375.83	10,412.69	8,608.59
犬・猫等	体	3,391	1,942	906	318	225

(1日平均処理量 可燃ごみ@279.52t、不燃ごみ@23.25t)

カ 公債費

公債費は平成30年度（一部令和元年度）まで償還猶予があり、公債費が少なくなっていた。令和2年度からは公債費は概ね8億円となり、甲府市の公債費負担額（負担金の一部）は概ね6億円となる。

なお、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合では財政状況の公表に関する条例に従い半年毎に財政状況の公表として地方債借入金の現在高を公表している。地方債借入金の現在高

は（令和 3 年 3 月末現在）は 8,018,217 千円である。

公債費（年度別返済額）

（単位：千円）

年度	甲府市	全 体	年度	甲府市	全 体
H20	235	431	R 3	581,153	813,694
H21	283	519	R 4	581,149	813,690
H22	342	627	R 5	579,610	810,865
H23	1,711	3,140	R 6	579,606	810,860
H24	1,884	3,458	R 7	579,111	809,953
H25	4,012	5,964	R 8	578,184	808,252
H26	6,394	9,014	R 9	544,814	759,323
H27	10,165	14,365	R 10	544,814	759,323
H28	12,910	18,260	R 11	501,907	716,416
H29	89,604	111,573	R 12	465,255	673,442
H30	124,083	152,101	R 13	223,132	322,977
R 1	363,316	498,381	計	6,954,828	9,730,328
R 2	581,156	813,699			

公債費は元金と利子の合計。他市は省略。

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合同規約では、負担金の額は、別表で定める負担割合により、組合の予算において定めるものとする等と定められている。

別表では、施設建設費（地方債元利償還金を含む。）は均等割：10%、人口割 90%の負担割合である。

（意見）甲府・峡東クリーンセンターの甲府市に係る財務状況及び運営状況の公表の必要性

甲府市の負担金は令和 2 年度に大幅に増加している。負担金の大幅な増加には、予算通りの増加である公債費が増加したことに伴うものと予期せぬ増加である新型コロナウイルス感染症の影響から総搬入量が減少して手数料（収入）が減少したことに伴うものがある。

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合では条例に基づき財政状況を半期毎に公表しているが、甲府市の負担金は 673,337 千円と多額であり、全体の 7 割近くを占めていること及び令和 2 年度は前年度より 268,223 千円と大幅に増加していることから、甲府市の負担金の詳細な分析を実施して分析結果を公表することが必要である。

分析過程において改善要望があれば甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合に是正策の作成を求めることも必要となろう。

4 し尿処理施設_衛生センター・中巨摩地区広域事務組合

(1) 概要

し尿及び浄化槽汚泥の受入処理については、令和 3 年 3 月 31 日に甲府市衛生センター（小曲町）におけるし尿等の受け入れを終了している。令和 3 年 4 月 1 日より中巨摩地区広域事務組合衛生センター（中央市）で広域処理を行っている。

市内のし尿及び浄化槽汚泥の量は、公共下水道の普及により減少傾向であり、平成元年 4 月から稼働開始した甲府市衛生センターは 30 年以上が経過しているため老朽化が進んでいる。

このような状況から、し尿等処理に係る公共サービスの質的安定と効率を図るため、令和 3 年 4 月 1 日より、中巨摩地区広域事務組合衛生センターで受入処理を行うことになった。

また、受入施設が変わることにより、し尿及び浄化槽汚泥（家庭系）を処分する費用が新たに加わった。以下のように新たな料金に改定された。

種別	現行	令和 3 年 4 月 1 日から
し尿	無料	1 リットル 1 円
浄化槽汚泥（家庭系）		
浄化槽汚泥（事業系）	10 リットル 10 円	

※処理手数料の支払いは許可業者が行う。

(2) し尿処理施設

ア 衛生センター

甲府市内のし尿及び浄化槽汚泥を安全に衛生的に処理する施設であったが、令和 3 年 3 月 31 日にし尿等の受け入れを終了している。

① 衛生センターの概要

名 称	衛生センター
-----	--------

所在地	甲府市小曲町 948 番地の 1	
形式	標準脱窒素処理方式＋高度処理（クボタ）	
公称能力	100kℓ／日	
着工年月日	昭和 61 年 11 月 10 日	
竣工年月日	平成 元年 3 月 20 日	
事業費	本体工事	18 億 9,300 万円
	施工管理費他	4,816 万 5 千円
	合計	19 億 4,116 万 5 千円
敷地面積	14,742 m ²	

② 衛生センターのし尿処理状況

令和 2 年度実績

処理量 〔kℓ〕	1 日平均処理量 〔kℓ〕	稼働日数 〔日〕
4,703.04	15.89	296

令和 2 年度の稼働率は 15%程度（15.89 kℓ/100 kℓ）であり低い水準であった。公共下水道の普及により減少傾向であり、施設の老朽化が進んでいることから、令和 3 年 3 月 31 日にし尿等の受け入れを終了している。

③ 液移送減容化補助及び貯留槽清掃業務委託

衛生センター汚泥受入れ停止後の残汚泥を減容化するための技術的指導及び貯留槽・配管類に残る汚泥を洗浄清掃し、有害ガス（硫化水素、メタン、ブタンガス等）の発生を抑え、廃止後の施設安全の確保と環境保全を行う業務である。ここで、減容化とは廃棄物などの容積を減少させることをいう。

業務委託契約書

契約名称	液移送減容化補助及び貯留槽清掃業務委託
------	---------------------

場所	甲府市衛生センター
期間	令和3年5月17日から令和4年3月15日まで
委託代金額	18,590,000円
発注者	甲府市
受注者	クボタ環境サービス株式会社

なお、減容化のための脱水は有害ガス（硫化水素、メタン、ブタンガス等）の発生を抑えることが効率的となるために、作業は早急に行うことになることから、計画工程表では11月に概ね完了予定である。

<p>(意見) 旧衛生センターの施設撤去又は利活用の方針決定の必要性</p> <p>旧衛生センターは業務廃止して現在液移送減容化処理及び貯留槽清掃業務を行っている。これらの業務が完了後の施設撤去又は利活用の方針が決定されていない。早急に決定するべきである。大里第一団地地域し尿処理施設のような未利用不動産にしないことを望む。</p>
--

イ 中巨摩地区広域事務組合

中巨摩地区広域事務組合と甲府市は、中巨摩地区広域事務組合衛生センターにおいて甲府市の市域内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥を処理することに関し、廃棄物の処理に関する協定書を締結している。

中巨摩地区広域事務組合は山梨県の南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、富士川町及び市川三郷町の3市3町で構成され、ごみ処理、し尿処理業務等を行う一部事務組合として活動している。

名称	廃棄物の処理に関する協定書
協定締結者	中巨摩地区広域事務組合及び甲府市
趣旨	中巨摩地区広域事務組合衛生センターにおいて甲府市の市域内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥を処理すること
収集及び搬入方法	甲府市はし尿及び浄化槽汚泥を収集し中巨摩地区広域事務組合衛生センターに搬入する
経費の負担	管理運営費、し尿等処理手数料、負担金について以下に記載した管理運営費の剰余金は翌年度の管理運営費において調整する
期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間延長及び更新あり）
場所	中巨摩地区広域事務組合衛生センター 山梨県中央市乙黒 1083-3

経費の負担

項目	説明	令和3年度 当初予算額
管理運営費	均等割 1/3、人口割 1/3、処理量割 1/3 の負担割合で算出された額	86,862 千円
し尿等処理 手数料	搬入されたし尿等の量に対し、中巨摩地区広域事務組合衛生センター手数料条例で定める手数料を乗じた額	5,500 千円
負担金	中巨摩地区広域事務組合の搬入に伴う自治会への補償料（年 160 万円）	1,600 千円
合計		93,962 千円

5 一般廃棄物最終処分場

(1) 概要

甲府市一般廃棄物最終処分場、甲府市増坪町一般廃棄物最終処分場、甲府市焼却灰処分地は埋立完了となっている。埋立完了後に、現在、甲府・峡東クリーンセンターから排出される焼却灰などは、全量を山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物処分場（かいのくにエコパーク）で処分している。

(2) 一般廃棄物最終処分場

ア 甲府市最終処分場

① 甲府市一般廃棄物最終処分場の概要

甲府市一般廃棄物最終処分場は埋立完了となっている。

名 称	甲府市一般廃棄物 最終処分場	甲府市増坪町一般 廃棄物最終処分場	甲府市焼却灰処分地
住 所	甲府市小曲町 1024 番地 7	甲府市増坪町 710 番地 3	甲府市西高橋町 383 番地
着 工 年 月	昭和 60 年 7 月	平成 5 年 2 月	平成 13 年 1 2 月
竣 工 年 月	昭和 6 1 年 8 月	平成 7 年 8 月	平成 15 年 3 月

埋立完了年月	平成 7 年 3 月	平成 13 年 5 月	平成 2 2 年 3 月
埋 立 面 積	14,400 m ²	12,870 m ²	13,300 m ²
埋 立 容 量	76,200 m ³	47,900 m ³	58,800 m ³

② 一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託

甲府市最終処分場では一般廃棄物最終処分場水質検査を業務委託により実施している。

(単位：円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
最終処分場維持管理業務委託料	15,714,000	16,480,800	16,632,000

一般廃棄物最終処分場の水質検査（放流水）結果を甲府市ホームページに公表している。
令和 2 年度の水質検査（放流水）の検査結果は「異状はありませんでした。」となっている。

また、「甲府市一般廃棄物処理基本計画」では最終処分の施策を次のように示している。

5 最終処分計画

2) 跡地利用計画の検討

埋立が終了した 3 箇所の最終処分場については、現在、放流水の処理と検査を行っており、検査結果が地元と締結した公害防止協定の基準値以下になると処分場が廃止されます。廃止後の跡地利用については、地元の要望を踏まえて検討する必要があります。なお、「甲府市災害廃棄物処理計画」では、埋立が終了した 3 箇所の処分場を災害時の廃棄物の仮置場として指定しています。

しかし、水質検査結果には水質検査結果（放流水）の外、水質検査結果（保有水）がある。水質検査結果（保有水）は以下のとおりであり、排水基準の協定値に適合していない。

令和 2 年度一般廃棄物最終処分場水質検査（保有水）検査結果

(単位：mg)

検査項目	基準値	※協定値	小曲	増坪	西高橋
PH	5.8~8.6		8.3	8.7	<u>10</u>
BOD	90	10	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>32</u>
COD	60	10	<u>100</u>	9.2	<u>50</u>
浮遊物質	90	20	1	10	<1
大腸菌群数	3000	1000	30	0	0

(指摘) 一般廃棄物最終処分場水質検査(保有水)検査結果を公表する必要性

「甲府市一般廃棄物処理基本計画」では、「検査結果が地元と締結した公害防止協定の基準値以下になると処分場が廃止されます。」としている。しかし、ホームページに公表されている水質検査結果(放流水)の数値をもって最終処分場の廃止を判断することはできない。なぜなら、最終処分場の廃止により放流水の処理を行わなくなることから、水質検査(放流水)検査結果の数値ではなく、水質検査(保有水)検査結果の数値を協定値以下とすることが求められるためである。

したがって、水質検査(保有水)検査結果は排水基準の協定値以下になっていないという事実を公表する必要がある。

最終処分場を廃止するためには、地元と締結した協定値を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく基準値の範囲内に緩和することも必要と思われる。最終処分場の廃止に向けて、環境影響の検証を行い、近隣住民と協定値を緩和する合意のための話し合いをすることになる。

イ 山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物処分場(かいのくにエコパーク)

① 山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物処分場の概要

中間処理施設から排出される焼却灰等については、一般廃棄物最終処分場として、山梨県(山梨県市町村総合事務組合)により一般廃棄物最終処分場である「かいのくにエコパーク」が整備され、平成30年12月から、操業開始している。

施設名称	山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場 (通称:かいのくにエコパーク)
施設分類	管理型(オープン型)一般廃棄物最終処分場
所在地	笛吹市境川町寺尾地内
埋立品目	焼却残さ(焼却灰、飛灰)、不燃性残さ
埋立方式	サンドイッチ方式+セル方式 併用
浸出水処理方法	アルカリ凝集沈殿法
埋立面積	28,570 m ²
埋立容量	302,000 m ³

② 一般廃棄物最終処分場負担金

山梨県市町村総合事務組合負担金条例第1条の5第2項及び第3項に規定に従い一般廃棄物最終処分場負担金を山梨県市町村総合事務組合に支払している。(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般廃棄物処分場負担金*	70,261,000	133,613,000	128,006,000

*平成 30 年 12 月操業開始、平成 30 年度一般廃棄物処分場負担金には建設負担金の一部負担を含む。

*一般廃棄物最終処分場負担金の算定方法

負担金は事業費を搬入見込量による搬入割合に基づき按分し、事務費（定額）を加算する。

(単位：千円)

	搬入見込量 (t)	搬入割合	令和 2 年度 負担額	(内訳) 事業費	(内訳) 事務費
甲府市	104,664	104,664/367,040	128,006	127,986	20
26 市町村 (省略)					
合計	367,040	367,040/367,040	449,365	448,825	540

上記の事業費は委託料 179,522 千円、元金償還 219,314 千円、その他 84,238 千円からなっている。

6 産業廃棄物対策事業

(1) 概要

平成 31 年 4 月に中核市への移行に伴い山梨県から産業廃棄物に関する業務として廃棄物処理法に基づく事務、ポリ塩化ビフェニル（以下、PCB という。）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく事務、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく事務、建設リサイクル法に基づく分別解体等及び再資源化等に関する事務、多量排出業者の排出指導に関する事務（産業廃棄物）、使用済自動車の再資源化に関する事務、有害使用済機器の保管等に関する事務が移譲された。

主な業務内容として、廃棄物処理法等に基づく各種届出の受理、廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業の許認可事務、産業廃棄物を取り扱う処理業者及び排出事業者に対し廃棄物の不適正処理に対する指導・監督を行う。特に PCB 廃棄物の期限内処理に向けての対応は喫緊の課題となっている。

ア 届出の受理業務（中核市移行による県からの移行業務）

対象者からの届出書や添付書類を確認し受理を行った。

① 廃棄物処理法に基づく届出

提出書類：産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等報告書

対象者：産業廃棄物管理票交付者

② PCB 特別措置法に基づく届出

提出書類：PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書等

対象者：PCB 廃棄物の保管事業者等

③ 甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づく届出

提出書類 : (特別管理) 産業廃棄物処理実績報告書
 対象者 : 収集運搬業者・処分業者・処理施設設置者

イ 許認可業務

令和2年度に許可申請の受付を行った事業者は産業廃棄物処理施設設置(新規)1事業者、産業廃棄物処分業者(新規)1事業者、特別管理産業廃棄物処分業者(新規)1事業者、産業廃棄物収集運搬業者(更新)3事業者、産業廃棄物処分業者(更新)2事業者であった。

令和2年度末時点の甲府市内における産業廃棄物処理業者数は以下のとおり。

・産業廃棄物収集運搬業者(積替え保管有り)	13者
・産業廃棄物処分業者	10者
・特別管理産業廃棄物収集運搬業者(積替え保管有り)	4者
・特別管理産業廃棄物処分業者	2者

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務は、各種報告書(届出)の受理、廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業の許認可事務、産業廃棄物を取り扱う処理業者及び排出事業者に対し廃棄物の不適正処理に対する指導・監督を行っている。

ア 廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業の許認可事務

① 一般廃棄物処理施設届出一覧

廃棄物処理施設の設置における一般廃棄物処理施設届出は次のとおりである。

● 粗大ごみ処理施設一覧表

設置主体	施設所在地	構成市	施設規模(t/日)	処理方式	選別数	運転開始年月	備考
西武建材(株)	酒折町字山腰の丁1378番地1	甲府市	640t/日	破砕施設		令和3年4月	特例届出

- 資源化等を行う施設一覧表: 該当なし
- ごみ焼却施設一覧表: 該当なし
- 埋立処分施設一覧表: 甲府市最終処分場3か所(5一般廃棄物最終処分場参照)
- し尿処理施設一覧表: 甲府市衛生センター(4し尿処理施設参照)

② 産業廃棄物処理業の許認可

産業廃棄物処理業の許認可において、令和3年3月末時点の許可業者数は産業廃棄物収集運搬業13者、産業廃棄物処分業10者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者4者、特別管理産業廃棄物処分業2者の合計29者である。

甲府市ではホームページに産業廃棄物処理業者名簿を掲載しており、産業廃棄物の処理を産業廃棄物許可業者に委託する場合に許可証を確認して委託契約を結ぶ必要があることを示して、排出する事業者は産業廃棄物の処理責任を負うことを強調している。

また、排出する事業者は産業廃棄物の適正処理を確保するため、マニフェストという積荷目録の確認のほか、委託先での処理状況を実地に確認すること等が必要になるとしている。

イ 産業廃棄物を取り扱う処理業者及び排出事業者に対し廃棄物の不適正処理に対する指導・監督

山梨県の不適正処理対応マニュアルに準拠して産業廃棄物許可業者に立入検査を行っている。立入検査の結果、改善すべき事項がある場合には指導票を渡して改善計画書を提出させている。廃棄物処理業者等に対する行政処分を行ったことはない。

立入検査は令和元年度50件、令和2年度71件行っている。立入検査の事案は不法投棄が一番多く、令和元年度23件、令和2年度14件となっている。立入検査の実施状況を閲覧すると、不法投棄については廃棄物排出事業者、建設解体業者及び不用品回収業者が多く、保管基準の確認については収集運搬業者又は処分業者が多くなっている。

(意見) 立会検査後の指導の充実

立会検査時に継続して確認が必要とした事業所には定期的に視察を行っている。しかし、不法投棄は件数が多く、申出があれば立会検査に行くとしている。その上、立会検査後は廃棄を行うべき行為者が不明なことも多いことから追加対応をあまり行っていない。県外他市ではパトロールの実施や監視カメラの設置及び不用品回収業者等の無許可業者への指導など不法投棄等防止対策の強化をしている例もあり、不法投棄を防止するための対策を強化することが望まれる。

令和3年度包括外部監査の結果報告書

～ 環境行政に係る財務事務の執行について～

発行日 令和4年2月18日
発行者 甲府市包括外部監査人 柴山 聡
印刷 株式会社 峡南堂印刷所

無断複写・複製・転載などを禁じます。
